

東京都 家庭における熱の有効利用促進事業(熱利用機器)

助成金申請の手引き

Ver.1.30

(交付申請受付期間 : 令和2年7月15日から令和4年3月31日まで)

(お問い合わせ先・申請書の提出先)
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称:クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿NSビル 10 階

電話:03-5990-5086 (熱の有効利用促進事業(熱利用機器)担当)

(受付時間) 月曜日～金曜日(祝祭日を除く)9:00～17:00(12:00～13:00を除く)

ホームページ:https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/heatutilization_machine

当手引きは助成金申請に当たり、助成金交付の対象や手続き上の主な注意点を具体的に説明するものです。本手引きに記載がない事項については、実施要綱及び交付要綱並びに公社の定めるところにより運用されます。

《目次》

助成金を申請される皆様へ	1
《申請手続きの流れ》	2
《申請手続きの流れ》	3
1. 1 事業概要	4
1. 2 助成対象者	5
1. 3 助成対象機器等	5
(1) 太陽熱利用システム	5
(2) 地中熱利用システム	6
1. 4 助成対象経費	7
(1) 太陽熱利用システム	7
(2) 地中熱利用システム	8
1. 5 助成金の交付額	8
(1) 太陽熱利用システム	8
(2) 地中熱利用システム	8
1. 6 助成金交付に係る交付申請	9
1. 7 手続代行者	10
1. 8 助成金の交付決定	10
1. 9 助成金交付の条件	10
2. 1 実績の報告	12
2. 2 計画変更に伴う申請	13
2. 3 助成金の確定及び助成金の交付	13
2. 4 管理、譲渡等の報告等	13
2. 5 住宅供給事業者による新築分譲住宅等の販売等	14
2. 6 財産の処分	15
2. 7 交付決定の取消し	15
2. 8 助成金の返還	15
2. 9 違約加算金及び延滞金	15
2. 10 他の助成金等の一時停止等	16
2. 11 個人情報の取り扱い	16
3. 1 申請書類を作成いただく前に(留意事項:必ずお読みください。)	17
4. 1 申請様式の記載例・添付書類(個人申請の場合)	21
記載例:第1号様式助成金交付申請書(個人用)	21
(a) 個人である所有者の方	24
(b) 個人に貸与する貸与者	25
(c) 法人である所有者	26
(d) 法人に貸与する貸与者	27
記載例:第13-1号様式助成事業実績報告書(個人用)	29
(a) 個人である所有者の方	30
(b) 個人に貸与する貸与者	32
(c) 法人である所有者	35
(d) 法人に貸与する貸与者	36
(参考) 関連ホームページのご案内	49

助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という）が実施する家庭における熱の有効利用促進事業（熱利用機器）につきましては、東京都の出えん金を基にした基金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められております。公社としましては、不正受給などの助成金に係わる不正行為に対しては厳正に対処いたします。

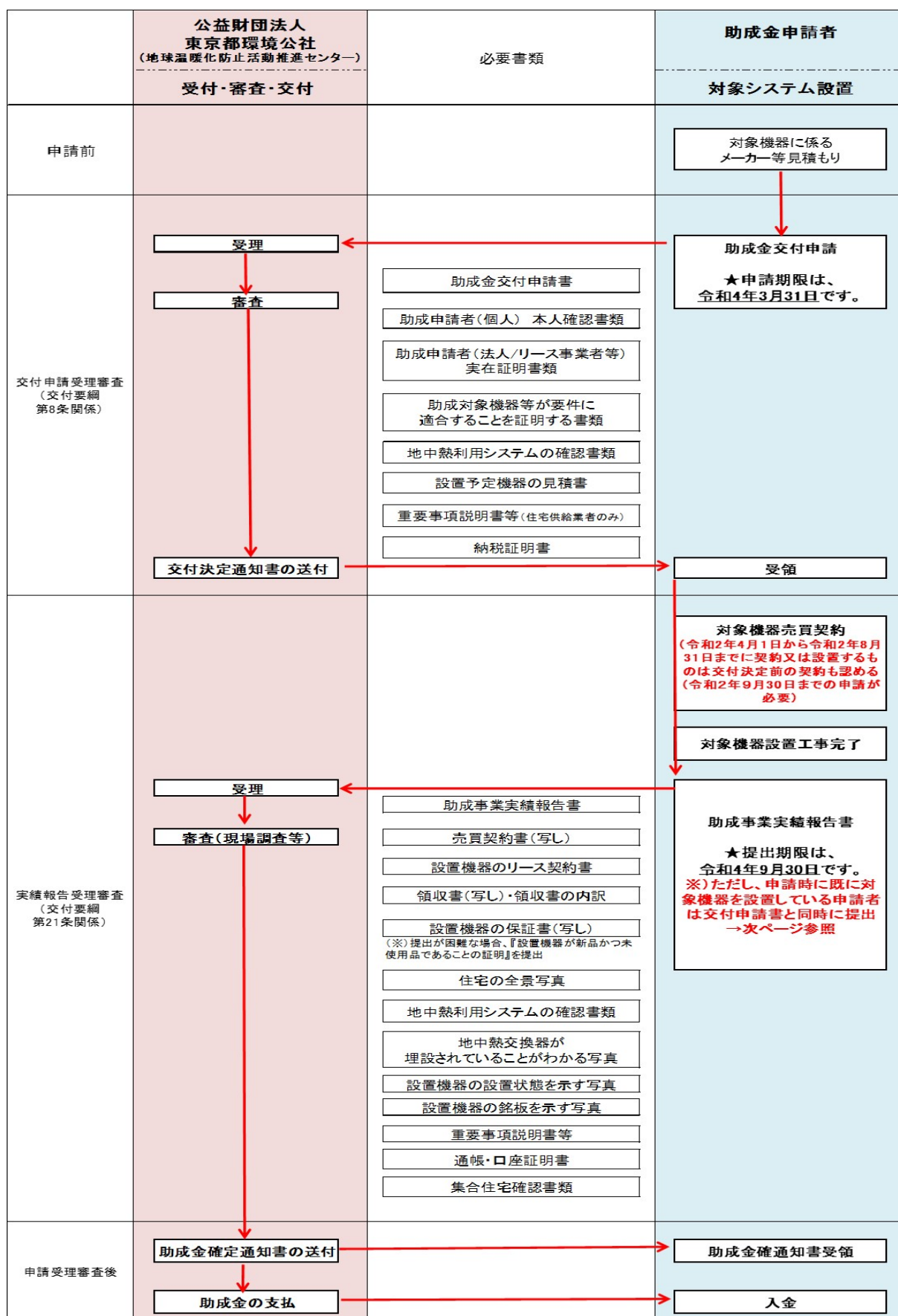
家庭における熱の有効利用促進事業（熱利用機器）に係る助成金を申請される方、申請後、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、助成金の申請及び受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 助成対象等の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとするときは、事前に処分内容等について公社の承認を受けなければなりません。なお、公社は、必要に応じて助成対象機器等の管理状況等について調査することがあります。
3. 公社は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記の事項に違反した場合は、公社からの助成金の交付決定及びその他の権利を取り消します。また、公社から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。
5. 助成金に係る不正行為に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

公益財団法人 東京都環境公社

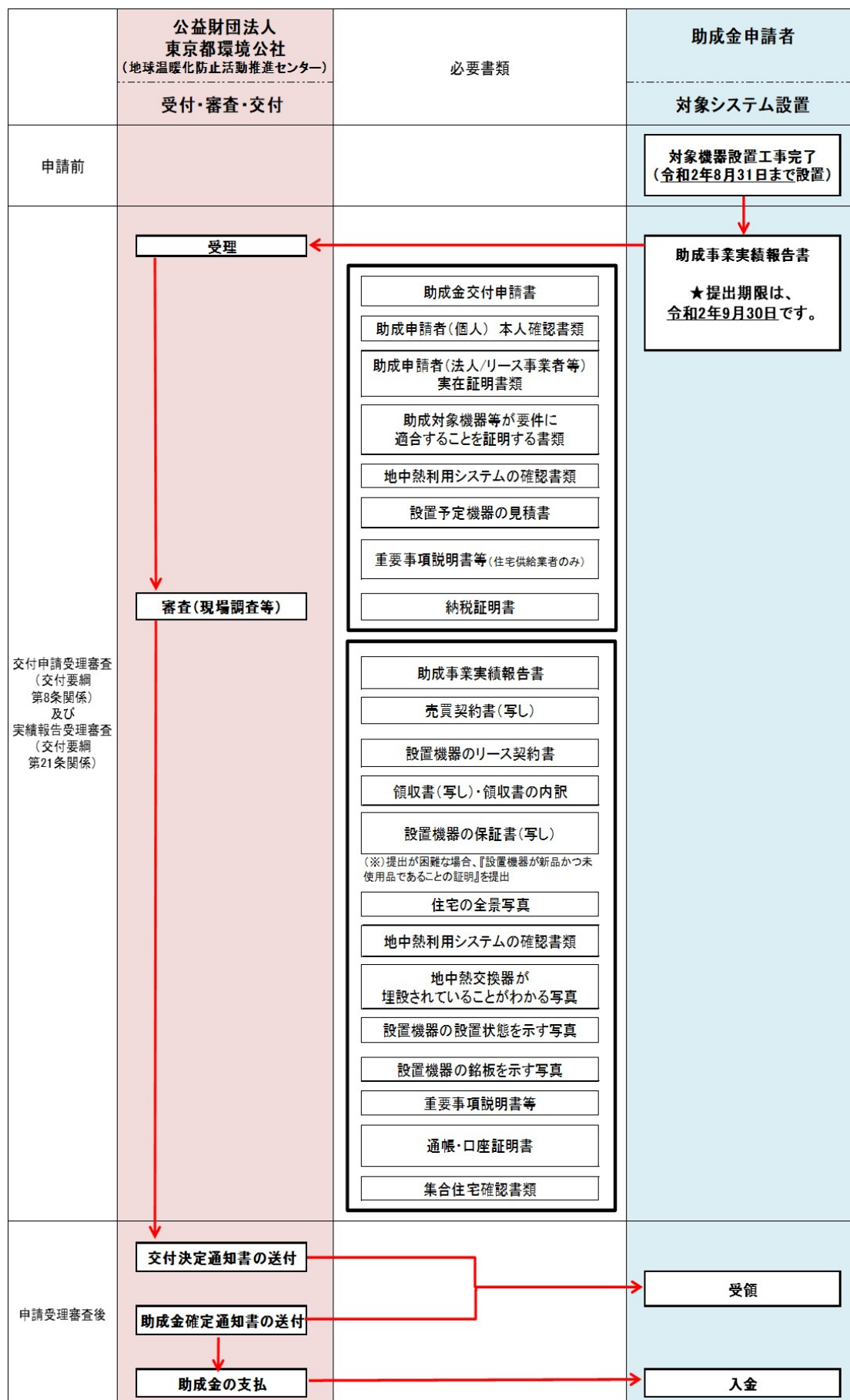
《申請手続きの流れ》

【交付要綱第4条:事前申請/契約前申請】※契約前申請は令和2年9月30日を以て終了しております。



《申請手続きの流れ》

【交付要綱第4条:設置後申請】※設置後申請は令和2年9月30日を以て終了しております。
(令和2年8月31日までに設置が完了しており、交付申請時と同じ日に実績報告書を提出する場合)



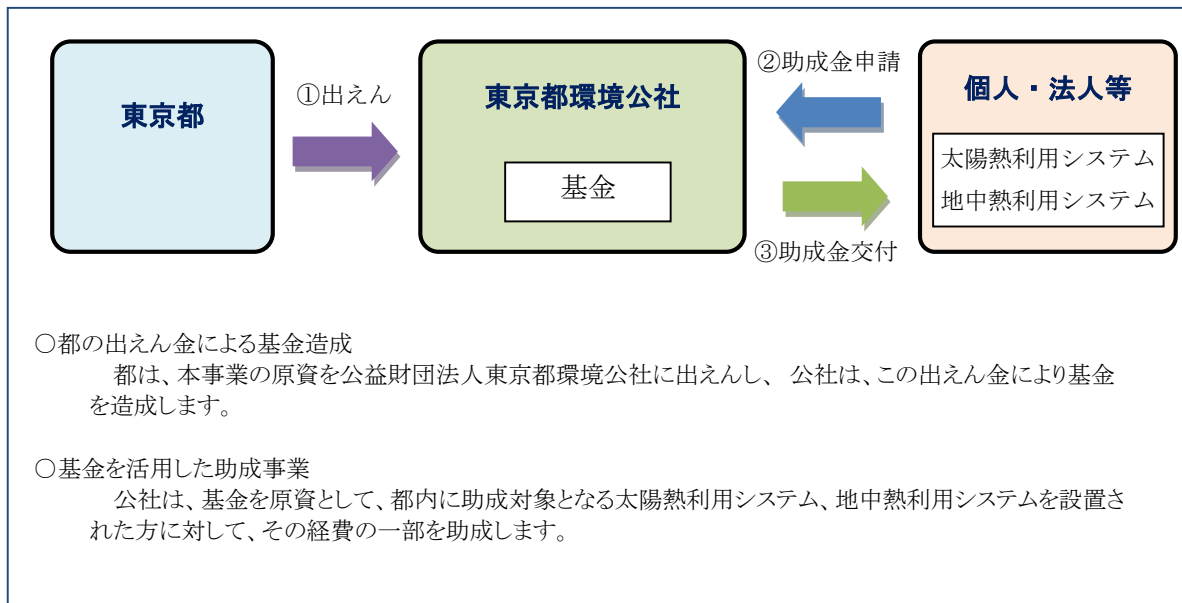
1.1 事業概要

《家庭における熱の有効利用促進事業(熱利用機器)について》

家庭における熱の有効利用促進事業(熱利用機器)(以下「本事業」という。)とは、公社が令和2年度から令和3年度において、都内にある住宅に設置されている太陽熱利用システム、地中熱利用システムに対して、その経費の一部を助成することにより、熱を無駄なく有効に利用していく取組として、再生可能エネルギーといった活用可能な熱源の家庭における利用機器に対する導入促進を目的とするものです。

この事業の実施については、「家庭における熱の有効利用促進事業実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)及び「家庭における熱の有効利用促進事業助成金交付要綱(熱利用機器)」(以下、「交付要綱」という。)に基づいて行われますので、本事業に申請される方は、これらについてもご一読いただき、その内容を十分理解した上で、手続きを行ってください。

《事業スキーム》



1.2 助成対象者（交付要綱第3条参照）

公社が定める要件に適合する助成金の交付対象となる機器等（以下「対象機器等」という。）を所有し都内の住宅に設置する個人又は法人、所有する対象機器等を他の者の住宅に設置するため当該住宅の所有者等に貸与する個人又は法人、その他マンション管理組合の管理者及び管理組合法人が、本助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）になります。

なお、国及び地方公共団体等の公的な団体は、助成金交付の対象とはなりません。

- ＊ 助成対象者は、個人、法人を問いません。個人が申請する場合、リース事業者等が個人と共同で申請する場合、法人が申請する場合、リース事業者等が法人と共同で申請をする場合の、合計4パターンの助成金交付申請様式（第1号様式～第4号様式）を定めています。助成対象者の種別に応じた様式を使用し、交付申請を行ってください。（交付要綱第8条）
- ＊ 都内にお住まいでない方であっても、都内に対象機器等を設置した場合は、申請可能です。
- ＊ 対象機器等から供給される熱を利用する住宅において、当該助成対象者以外の住宅等所有者がいる建物に対象機器等を設置する場合には、当該建物の全ての所有者の承諾を得ている個人又は法人となります。
- ＊ リース等により対象機器等を設置した場合は、当該機器の所有権を有するリース事業者等を助成対象者とします。
- ＊ 新築分譲マンション等については、助成対象住宅の所有者（住宅購入者）や管理組合等に対して、対象機器等の所有権が引き継がれることを証する書類（重要事項説明書等）が提出できる場合、住宅供給事業者による、交付申請が可能です。（交付要綱第23条関係）
- ＊ 税金の滞納がない者、暴力団員等でないこと、刑事上の処分を受けていない者、その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者であることとします。

1.3 助成対象機器等（交付要綱第5条、第6条参照）

対象機器等は、以下の要件に適合するものとします。

なお、助成金の交付決定に当たっては、「1.9 助成金交付の条件」に定める事項を満たすこととします。

（公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施する助成事業において助成を受けたものを除く。

また、対象機器等に対して東京都出資の他の補助金・助成金を受けている場合、基本的には併給できません。ご確認ください。）

（1）太陽熱利用システム

ア 太陽熱を集熱器（集熱パネル）に集めて、給湯、空調又は 給湯及び空調に利用するシステムで、液体集熱式（強制循環式に限る。）又は空気集熱式によるもの。なお、空調には輻射式の暖房を含む。

イ 集熱器（集熱パネル）が、一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けているもの又は日本産業規格の JIS A 4112 に規格する基準相当の性能を持つものとして公社が認めるものであること。

（※）例：太陽熱利用システムが一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けているもの

（ただし、自然循環型（太陽熱温水器）を除く）

・一般財団法人ベターリビングホームページ <http://www.cbl.or.jp/>

- ウ 令和2年4月1日から令和4年9月30日までに都内の住宅に新規に設置されたものであること。
(助成対象機器の設置日は、当該設置に係る支払が完了した日とし、領収書その他その購入の事実を証する書類に記載された領収日を設置日とみなす)
- エ 未使用品であること。
- オ 当該助成対象機器等により供給される熱を、当該助成対象住宅の住居の用に供する部分(共有部は除く)で利用するものであること。

- * 法人が所有、管理する住宅(賃貸住宅、社宅等)の住居の用に供する部分に対象機器等から供給される熱を利用する場合も対象となります。
- * 対象機器等を供給される熱の利用場所ではない住宅又は事業用建物等に設置し、熱を住宅の住居の用に供する部分へ引き込む場合も、助成対象となります。
- * 店舗兼住宅や診療所兼住宅等に対象機器等を設置し、店舗又は診療所等のみで対象機器から供給される熱を利用する場合は、住宅の住居の用に供する部分で熱が利用されていないため、助成対象となりません。
- * 対象機器等を共有名義の住宅等に設置した場合は、全ての共有者が対象機器等の設置について承諾していることを確認してください。助成金を申請する方は、これら全ての共有者の方々に、その旨の承諾を得た上で、助成金の交付申請を行うものとします。(助成金交付申請書3/3ページ目に記載されている<同意事項>を必ず確認してください。)

(2) 地中熱利用システム

- ア 地中の熱を熱源として、給湯、空調又は 給湯及び空調に利用するシステムで、クローズドループ型で地中に埋設した地中熱交換器を使用するもの。なお、空調には輻射式の暖房を含む。
- イ 暖房時エネルギー消費効率(定格 COP 値)が 3.7 以上であること。
- ウ 令和2年4月1日から令和4年9月30日までに都内の住宅に新規に設置されたものであること。
(助成対象機器の設置日は、当該設置に係る支払が完了した日とし、領収書その他その購入の事実を証する書類に記載された領収日を設置日とみなす)
- エ 未使用品であること。
- オ 当該助成対象機器等により供給される熱を、当該助成対象住宅の住居の用に供する部分(共有部は除く)で利用するものであること。

- * 法人が所有、管理する住宅(賃貸住宅、社宅等)の住居の用に供する部分に対象機器等から供給される熱を利用する場合も対象となります。
- * 対象機器等を供給される熱の利用場所ではない住宅又は事業用建物等に設置し、熱を住宅の住居の用に供する部分へ引き込む場合も、助成対象となります。
- * 店舗兼住宅や診療所兼住宅等に対象機器等を設置し、店舗又は診療所等のみで対象機器から供給される熱を利用する場合は、住宅の住居の用に供する部分で熱が利用されていないため、助成対象となりません。
- * 対象機器等を共有名義の住宅等に設置した場合は、全ての共有者が対象機器等の設置について承諾していることを確認してください。助成金を申請する方は、これら全ての共有者の方々に、その旨の承諾を得た上で、助成金の交付申請を行うものとします。(助成金交付申請書3/3ページ目に記載されている<同意事項>を必ず確認してください。)

1.4 助成対象経費（交付要綱第4条参照）

- ① 助成対象経費は、助成金交付申請を受けて公社が交付決定をした日より後に、助成対象機器の売買契約又はリース契約を締結するものに限り、
- ② 令和2年4月1日から令和2年8月31日までに売買契約若しくはリース契約を締結、又は、対象機器を設置し、かつ令和2年9月30日までに交付申請を行ったものに限り、設置後又は契約後の申請であっても助成対象経費となります。
- ③ 令和4年9月30日までに実績報告書を提出することで、助成金を確定し、公社から助成対象者に助成金を支払います。

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の経費であり、公社が必要かつ適切と認めたものとします。

（1）太陽熱利用システム

機器費と工事費

太陽熱利用システムの助成対象経費

（助成対象経費）

費目	助成対象経費	
機器費	助成対象事業に必要な本体機器（集熱器及び蓄熱槽）の設置に必要な経費	
	附属機器	（集合住宅に設置する場合） 助成対象事業に必要な集熱配管、制御装置及びこれらに附帯する設備の購入、製造及び架台等の据付に必要な経費 （戸建住宅に設置する場合） 助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費
工事費	（集合住宅に設置する場合） 助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費 （戸建住宅に設置する場合） 対象機器、配管化粧カバー等の設置の工事に必要な経費	

（助成対象外経費）

費目	助成対象外経費	
機器費	（集合住宅に設置する場合） 土地の取得に必要な経費、補助熱源機の設置に必要な経費 （戸建住宅に設置する場合） 補助熱源機、蓄熱コンクリートなどく体を利用する部分の設置に必要な経費	
工事費	（集合住宅に設置する場合） 基礎工事については機器の基礎以外の工事に必要な経費、足場の設置に必要な経費 （戸建住宅に設置する場合） 太陽熱利用システムの設置に直接関係のない工事費	

※ 補助熱源機が蓄熱（貯湯）槽と一体であり補助対象経費を特定できない場合、補助熱源の種類により、助成対象経費から次に示す一定額を控除します。

補助熱源の種類 控除額

1	潜熱回収型でない給湯器を含むもの（3の項に掲げるものを除く）	7万円
2	潜熱回収型の給湯器を含むもの	10万円
3	ヒートポンプ式の給湯器を含むもの	20万円

(2) 地中熱利用システム

機器費と工事費

地中熱利用システムの助成対象経費

(助成対象経費)

費目	助成対象経費	
機器費	地中熱ヒートポンプ、室内機、蓄熱(貯湯)槽、熱交換器の設置に必要な経費	
	附属機器	助成対象事業に必要な配管、制御装置及びこれらに附帯する設備に要する経費
工事費	助成対象事業の実施に不可欠な掘削工事、配管、配電等の工事に必要な経費	

(助成対象外経費)

費目	助成対象外経費	
機器費	空気熱ヒートポンプ、土地の取得に必要な経費	
工事費	地中熱利用システムの設置に直接関係のない工事費	

1.5 助成金の交付額 (交付要綱第7条参照)

本助成金の交付額は、対象機器等の種類ごとに、次に定める金額(いずれも千円未満切り捨て)とします。

(1) 太陽熱利用システム

助成対象経費※の2分の1の額(千円未満切り捨て)とします。

ただし、1住戸当たりの上限額は次のいずれか小さい額とします。

- ① 1住戸当たり 450,000 円
- ② 太陽熱利用システムに係る集熱器(集熱パネル)の面積(m^2 を単位とし、小数点以下第3位を四捨五入したものとする。)に1 m^2 当たり 80,000 円を乗じた額

※太陽熱利用システムのうち補助熱源機以外の機器(蓄熱槽等)と補助熱源機が一体となっている場合には、補助熱源機を含む太陽熱利用システムに係る設置費及び工事費から次表に掲げる補助熱源機の種別に応じて控除した額を助成対象経費とします。

一 潜熱回収型でない給湯器を含むもの(三の項に掲げるものを除く)	7万円
二 潜熱回収型の給湯器を含むもの	10万円
三 ヒートポンプ式の給湯器を含むもの	20万円

(2) 地中熱利用システム

助成対象経費の2分の1の額(千円未満切り捨て)とします。

ただし、1台当たりの上限額は 1,500,000 円とします。

また、戸建住宅は、設置台数の上限が1住戸当たり1台となります。

1.6 助成金交付に係る交付申請（交付要綱第8条、第9条参照）

(1) 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下、「助成対象者」という。）は、次の表の第一欄に規定する種別に応じて、当該第二欄に掲げる書類を、公社に提出してください。

助成対象者又は助成対象者から依頼された手続代行者の方は、以下のホームページから申請に必要な様式をダウンロードしていただき、必要事項の入力や、貼付台紙への貼付を行ってください。

https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/heatutilization_machine/download/

手書きしていただく場合は、黒色又は青色のボールペンで丁寧に記入をして下さい。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。

第一欄 申請者＝対象機器等の 購入者(所有者)	第二欄 申請書類
(a) 個人である所有者 (個人、マンション管理組合の代表者、個人の賃貸マンションオーナー等)	1 家庭における熱の有効利用促進事業 助成金交付申請書(個人用)【第1号様式】 2 申請書類・必要添付書類リスト(太陽熱用／地中熱用)に記載の書類 (申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。)
(b) 個人に貸与する貸与者 (リース事業者等との共同申請)	1 家庭における熱の有効利用促進事業 助成金交付申請書(個人(共同申請)用)【第2号様式】 2 申請書類・必要添付書類リスト(太陽熱用／地中熱用)に記載の書類 (申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。)
(c) 法人である所有者 (法人、マンション管理組合法人、住宅の法人オーナー、法人の賃貸マンションオーナー等)	1 家庭における熱の有効利用促進事業 助成金交付申請書(法人用)【第3号様式】 2 申請書類・必要添付書類リスト(太陽熱用／地中熱用)に記載の書類 (申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。)
(d) 法人に貸与する貸与者 (リース事業者等との共同申請)	1 家庭における熱の有効利用促進事業 助成金交付申請書(法人(共同申請)用)【第4号様式】 2 申請書類・必要添付書類リスト(太陽熱用／地中熱用)に記載の書類 (申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。)

各様式の作成要領、添付書類に関する注意点については、本手引き 17 ページ以降をご確認いただき、申請に当たっては書類不備がないようご協力をお願いいたします。

(2) 申請受付期間

本助成金の交付申請は、以下の日までに申請してください。なお、申請受付期間内に申請書類が公社に到着しない場合、申請を受付けることができませんので、ご注意ください。

・令和2(2020)年7月15日から令和4(2022)年3月31日(17時公社必着)まで

・ただし、令和2(2020)年4月1日から令和2(2020)年8月31日までに売買契約若しくはリース契約を締結又は対象機器を設置した場合は、令和2(2020)年9月30日(17時公社必着)まで

1.7 手続代行者（交付要綱第10条、第11条参照）

助成対象者は、本手引き9ページ「1.6 助成金交付に係る交付申請」による助成金の交付申請に係る手続の代行を、第三者に対して依頼することが出来ます。

助成金の交付申請に係る手続の代行を行う者（以下、「手続代行者」という。）は、依頼された手続について誠意をもって実施してください。

また、公社は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が実施要綱及び交付要綱、並びに本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止を求めることができるものとします。

- ＊ 手続代行者に依頼した場合、申請書類等について公社から助成対象者に質問や依頼がある際には、公社は原則として、手続代行者に連絡をします。
- ＊ 公社は、手続代行者が助成金交付要綱や本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者の代行の停止を求め、以後、当該手続代行者による申請は受けませんのでご注意ください。

1.8 助成金の交付決定（交付要綱第12条、第14条参照）

公社は、本手引き9ページ「1.6 助成金交付に係る交付申請」により申請を受けた後、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めたときは、公社の予算の範囲内で、本助成金の交付を決定します。

本助成金の交付決定後、助成対象者に対し助成金交付決定通知書を送付します。

- ＊ 助成金の交付決定通知は郵送にて行います。送付先は、原則助成対象者宛となります。対象機器等の設置場所が助成対象者住所と異なる場合、使用者宛てには送付されませんのでご注意ください。
- ＊ 申請内容に関する審査を行った結果、助成要件を満たさない場合において、不交付の決定を行い、助成対象者に対し助成金不交付決定通知書にてその結果を通知いたします。
- ＊ 助成対象者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定通知を受領した日の翌日から起算して7日以内に助成金交付申請撤回届出書を提出することで、申請の撤回をすることができます。（助成金交付要綱第14条参照）
なお、一度申請を撤回した対象機器等については、再申請はできませんのでご了承ください。

1.9 助成金交付の条件（交付要綱第13条参照）

助成金の交付決定に当たっては、助成金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとします。他の条件については、交付要綱第13条を参照してください。

（1）対象機器の設置期限および実績報告書の提出期限

令和4年9月30日までに設置すること

実績報告書の提出を交付要綱21条第1項に定める時期に行うこと

（2）現地調査への協力

公社は、対象機器等の設置状況や稼働状況について、助成金交付決定の前後において、現地調査等を行う場合があります。

申請者は、対象機器等から供給される熱を利用する住宅にお住まいの方々に、その旨の承諾を得た上で、助成金の交付申請を行うものとします。(助成金交付申請書 3/3 ページ目に記載されている<同意事項>を必ずご確認ください。)

(3) 公社が求める情報の提供に関する協力

申請者は、公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料及び情報等を求めたときは、公社の指定する期日までに公社に対して提供することに同意した上で、助成金の交付申請を行うものとします。

なお、申請者は、手続代行者を通じて、当該資料及び情報等を公社に提供させることができるものとします。

(4) 助成対象住宅の所有者の承諾

助成対象者以外の住宅等所有者がいる建物に助成対象機器等を設置する場合には、当該建物の全ての所有者の承諾を得て申請するものとします。

(5) 安全性等の確認

助成対象機器等について立地上又は構造上危険な状態にないことを確認した上で、助成金の申請を行ってください。また、助成対象者に対して、公社が求めた場合には、対象機器等の設置施工状況等について、安全性等を確認する書類の提出に応じていただきます。

2.1 実績の報告（交付要綱第21条参照）

（1）助成金の交付決定の通知を受ける助成対象者（以下、「助成事業者」という。）は、次の表の第一欄に規定する種別に応じて、当該第二欄に掲げる書類を、公社に提出してください。

助成事業者又は手続代行者の方は、以下のホームページから申請に必要な様式をダウンロードしていただき、必要事項の入力や、貼付台紙への貼付を行ってください。

https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/heatutilization_machine/download/

手書きしていただく場合は、黒色又は青色のボールペンで丁寧に記入をして下さい。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受け付けできません。

第一欄 申請者＝対象機器等の 購入者（所有者）	第二欄 申請書類
(a) 個人である所有者 （個人、マンション管理組合の代表者、個人の賃貸マンションオーナー等）	1 家庭における熱の有効利用促進事業助成事業実績報告書（個人用）【第13－1号様式】 2 実績報告書・必要書類リスト（太陽熱用／地中熱用）に記載の書類 （申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。）
(b) 個人に貸与する貸与者 （リース事業者等との共同申請）	1 家庭における熱の有効利用促進事業助成事業実績報告書（個人（共同申請）用）【第13－2号様式】 2 実績報告書・必要書類リスト（太陽熱用／地中熱用）に記載の書類 （申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。）
(c) 法人である所有者 （法人、マンション管理組合法人、住宅の法人オーナー、法人の賃貸マンションオーナー等）	1 家庭における熱の有効利用促進事業助成事業実績報告書（法人用）【第13－3号様式】 2 実績報告書・必要書類リスト（太陽熱用／地中熱用）に記載の書類 （申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。）
(d) 法人に貸与する貸与者 （リース事業者等との共同申請）	1 家庭における熱の有効利用促進事業助成事業実績報告書（法人（共同申請）用）【第13－4号様式】 2 実績報告書・必要書類リスト（太陽熱用／地中熱用）に記載の書類 （申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。）

各様式の作成要領、添付書類に関する注意点については、本手引き 17 ページ以降をご確認いただき、提出に当たっては書類不備がないようご協力をお願いいたします。

（2）実績報告受付期間

実績報告は、以下の日までに提出してください。なお、受付期間内に実績報告書類が公社に到着しない場合、助成金の交付を受けることができませんので、ご注意ください。

- ① 公社が交付決定をした日より後に、助成対象機器の売買契約又はリース契約を締結するもの・対象機器等を設置した日（領収日）から令和4(2022)年9月30日（17時公社必着）

- ② 令和2(2020)年8月31日までに売買契約又はリース契約を締結しているもの
 - ・令和2(2020)年4月1日以降の契約で交付申請時に未設置の場合、令和4(2022)年9月30日(17時公社必着)
 - ・令和2(2020)年4月1日から同年8月31日までの設置だが、交付申請時に未設置の場合、令和4(2022)年9月30日(17時公社必着)
 - ・交付申請時に設置済みの場合、交付申請を行う日と同じ日(令和2(2020)年9月30日17時公社必着)

2.2 計画変更に伴う申請 (交付要綱第16条参照)

助成事業者は、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく助成事業計画変更申請書(別記第10号様式)を提出してください。その他、詳細については交付要綱第16条を参照して下さい。

- ① 交付決定後に助成対象機器の型式を変更しようとするとき。
- ② 助成対象経費を変更しようとするとき。

2.3 助成金の確定及び助成金の交付 (交付要綱第22条参照)

公社は、本手引き12ページ「2.1 実績の報告」により実績報告を受けた後、当該実績報告の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、公社の予算の範囲内で、本助成金額を確定します。

本助成金額の確定後、助成事業者に対して助成金確定通知書を送付し、助成金を支払います。

- * 助成金の確定通知は郵送にて行います。送付先は、原則助成事業者宛てとなります。対象機器等の設置場所が助成事業者住所と異なる場合、使用者宛てには送付されませんのでご注意ください。

2.4 管理、譲渡等の報告等 (交付要綱第18条、第23条参照)

助成事業者は、以下のとおり対象機器等の管理を行い、(2)～(3)に該当する場合には、公社へ届出を行ってください。

- (1) 助成事業者は、対象機器等について、対象機器等の設置の日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数が経過するまでの期間(以下「法定耐用年数の期間」という。)において善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。この場合において、助成事業者は、対象機器等に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善措置をとらなければなりません。
- (2) 法定耐用年数の期間に、助成事業者の氏名、住所等の変更が生じた場合は、速やかに助成事業者は、助成事業者情報の変更届出書(第11号様式)を公社に提出しなければなりません。
- (3) 法定耐用年数の期間に、対象機器等の譲渡等(交付要綱第24条第1項に規定する処分に該当する場合を除く。)により当該対象機器等の所有者を変更した場合は、助成事業者及び当該変更後の所有者は、当該変更が生じた日から30日以内に、助成対象機器等所有者変更届(第15号様式)を公社に提出しなければなりません。この場合において、助成事業者における助成金の交付に伴う義務は、全て当該変更後の所有者に移転するものとします。

- * 対象機器等の法定耐用年数は以下のとおりです。
 - ・ 太陽熱利用システム(15年)
 - ・ 地中熱利用システム(15年)

- ※ 助成事業者は、対象機器等の所有権を移転させる場合には、変更後の所有者に対して、本事業の目的及び本助成金の交付に伴う義務や条件について十分に説明をしてください。

2.5 住宅供給事業者による新築分譲住宅等の販売等（交付要綱第23条参照）

- (1) 助成事業者が住宅供給事業者（住宅の建築及び販売を業として行う者をいう。以下同じ。）である場合において、当該住宅供給事業者が助成対象機器等を設置した新築分譲住宅等（以下「助成新築分譲住宅等」という。）を販売し、助成対象機器等の所有権が当該助成新築分譲住宅等を購入した者（以下「譲受者」という。）に移転したときは、当該住宅供給事業者及び譲受者は、当該機器の所有権が移転した日から30日以内に、助成対象機器等所有者変更届（第15号様式）を公社に提出しなければなりません。
- (2) (1)の場合においては、助成事業者における助成金の交付に伴う全ての条件、義務等は譲受者に移転します。
- (3) 助成新築分譲住宅等を販売する住宅供給事業者は、当該販売に係る売買契約の重要事項説明書等に(2)に規定する内容を記載し、譲受者がこの内容に反することないように、公社の求めに応じ、協力しなければなりません。

（重要事項説明書記載例） ※各社の表現に合わせていただくことは可能ですが、以下の内容について原則全て反映させてください。

太陽熱利用システム、地中熱利用システム（以下「助成対象機器等」という。）は、公益財団法人 東京都環境公社（以下「公社」という。）より「家庭における熱の有効利用促進事業」の助成金を受けています。助成対象機器等を所有するにあたり、助成金の交付に伴う義務も引継がれます。以下のとおり助成対象機器等の管理を行い、④、⑤、⑦に該当する場合には、公社へ届出を行ってください。

- ① 公社の指定する者が助成対象機器等の稼働状況の現地調査等を行う場合は、譲受者（以下「買主」という。）は、当該現地調査等に協力すること。
- ② 集合住宅に助成対象機器等を設置した場合（助成対象機器等が各住戸に設置される場合を除く。）、買主は、継続的に効率的な熱の利用に努めること。
- ③ 買主は、助成対象機器等について、助成対象機器等の設置の日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数が経過するまでの期間（以下「法定耐用年数の期間」という。太陽熱利用システム：15年、地中熱利用システム：15年）において善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。この場合において、買主は、助成対象機器等に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善措置をとらなければならない。
- ④ 法定耐用年数の期間に、買主の氏名、住所等の変更が生じた場合は、当該変更が生じた日から速やかに、買主は、助成事業者情報の変更届出書（第11号様式）を公社に提出しなければならない。
- ⑤ 法定耐用年数の期間に、助成対象機器等の譲渡等により当該助成対象機器等の所有者が変更した場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、買主及び当該変更後の所有者は、助成対象機器等所有者変更届（第15号様式）を公社に提出しなければならない。この場合において、買主における助成金の交付に伴う義務は、全て当該変更後の所有者に移転するものとする。
- ⑥ 買主は、公社の承認を受けずに、助成対象機器等の処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）をしてはならない。ただし、法定耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。
- ⑦ 買主は、助成対象機器等の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書（第16号様式）を、公社に提出するものとする。
- ⑧ 公社は、助成対象機器等の処分の承認申請を受けたときは、速やかに当該申請の承認をし、又は承認をしないことを決定し、決定の内容を前項の申請をした者に通知するものとする。
- ⑨ 買主は、前文の承認を受けて助成対象機器等の処分をし、収入がある場合は、当該処分をすることにより得た収入の金額が助成を受けた金額以上のときは当該助成を受けた金額を、その収入が助成を受けた金額を下回るときは、当該収入の金額を公社に納付しなければならない。

- (4) 住宅供給事業者は、新築分譲住宅等の販売後、譲受者が第13条及び第23条から第33条までの義務の順守を行うよう、公社の求めに応じ、協力しなければなりません。

2.6 財産の処分（交付要綱第24条参照）

助成事業者は、以下のとおり対象機器等の処分について制限がありますので、ご注意ください。

- (1) 助成事業者は、法定耐用年数の期間内に、対象機器等の処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）をしてはなりません。ただし、法定耐用年数の期間を経過した場合はこの限りではありません。
- (2) 助成事業者は、(1)の承認を受けようとするときは、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書（第16号様式）を、公社に提出するものとします。
- (3) 公社は、(2)の申請を受けたときは、速やかに(1)の承認をし、又は承認をしないことを決定し、決定の内容を(2)の申請をした者に通知するものとします。
- (4) 助成事業者は、(1)の承認を受けて対象機器等の処分をして収入がある場合は、当該処分をすることにより得た収入の金額が助成を受けた金額以上のときは当該助成を受けた金額を、その収入が助成を受けた金額を下回るときは、当該収入の全額を公社に納付しなければなりません。

2.7 交付決定の取消し（交付要綱第25条参照）

助成事業者は次のいずれかに該当した場合には、助成金の交付決定の全部又は一部が取り消される場合があります。なお公社は、当該取消しを行ったときは、速やかに助成事業者に通知するものとします。

- (1) 助成事業者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき
- (2) 助成事業者が交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき
- (3) 交付要綱に基づく公社の請求、指示等に従わなかったとき

2.8 助成金の返還（交付要綱第26条参照）

- (1) 助成事業者は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合、既に交付を行った助成金があるときは、公社が付す期限内において、交付を受けた助成金の返還をしなければなりません。
- (2) 助成事業者は、本助成金の交付を受けた後、当該本助成金の額が、本手引き8ページ「1.5 助成金の交付額」に定める額を超えたことが判明した場合は、公社が付す期限内において、当該超過額の返還をしなければなりません。
- (3) 助成事業者は、(1)及び(2)により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければなりません。
- (4) 返還についての規定は、違約金、延滞金にも準用する。

2.9 違約加算金及び延滞金（交付要綱第27条、第28条参照）

- (1) 公社は、本助成金の全部又は一部の取消しを行った場合において、助成事業者に対し、返還請求を行ったときは、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じて、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとします。
- (2) 助成事業者は、(1)による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

- (3) 公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求した場合であって、助成事業者が、公社が指定する期限までに当該返還金額(違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。)を納付しなかったときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとします。
- (4) 助成事業者は、(3)による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

2.10 他の助成金等の一時停止等 (交付要綱29条参照)

公社は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとします。

2.11 個人情報の取り扱い (交付要綱第33条参照)

公社は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者の個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国、及び地方公共団体等(以下「国等」という。)が行う助成金等その他補助金の交付事業に関わる目的にのみ使用します。

また、公社は、本助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成事業者が国等から交付される補助金その他の給付金の額に係る情報を国等と協議の上、当該国等から収集することがあります。

上記及び法令に定められた場合を除き、公社は、助成事業者の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集することはありません。

3.1 申請書類を作成いただく前に(留意事項:必ずお読みください。)

申請書類及び添付書類(本手引き21ページ以降)の作成・提出に当たっては、以下の点に留意してください。

なお、地中熱利用システムの必要書類チェックリストについては個別にお送り致しますので、申請をご検討されている方は事前にご連絡ください。

また、相談窓口にて問合せの多い質問については、公社(クール・ネット東京)のホームページに、随時、「よくある質問」として更新していく予定です。

こちらにつきましても、ご確認いただきますようお願いいたします。

【ホームページ】「よくある質問」

https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/heatutilization_machine/

- * 助成金の審査手続中、公社からのお問い合わせの際に確認をお願いすることがありますので、**提出書類は必ずコピーをとった上で提出し、控えを保管してください。**公社に提出された書類をFAX等で助成対象者及び手続き代行者にお送りすることはできません。
- * 必要事項の確認のため、必須書類に加え、別途資料及び書類等の提出をお願いする場合があります。

(1) 申請者本人確認書類

助成金交付申請書の助成対象者に関する情報を証明するものです。

以下の書類のうちいずれか一つの写しについて、公社で申請を受付けた時点で有効期限内であることが必須となります。必ず有効期限を確認の上、提出してください。

なお、申請書本人の氏名・住所の内容がはっきりと確認できるものとしてください。

- ① 運転免許証
- ② 健康保険証(後期高齢者医療被保険者証)
- ③ 住民基本台帳カード
- ④ 日本国パスポート
- ⑤ 外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書
- ⑥ 身体障害者手帳
- ⑦ 療育手帳
- ⑧ 精神障害者保健福祉手帳
- ⑨ 運転経歴証明書
- ⑩ マイナンバー個人番号カード

※現住所・氏名の記載であること。

(氏名と住所が記載された頁が分かれている場合は、両方の頁が必要です。)

※日本で発行されたものであること。

※個人を特定できる番号等はマスキング(黒塗り)すること

例)マイナンバー個人番号カードの個人番号

健康保険証の保険者番号、被保険者等記号・番号、2次元バーコード

(2) 設置予定機器の見積書

以下の内容が記載されたものが必要です。見積書に記載できない内容がある場合、補足資料を作成し、社判を押印の上、併せて提出してください。

- ① 見積書に発行者(販売事業者)の捺印があること
- ② 対象機器設置場所住所が明記されていること
- ③ 「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること
- ④ 対象機器等の「システム型番」が正確に記載されていること
- ⑤ 機器費と工事費の概算を分けて記載すること

※太陽熱利用システムの場合、システム型番及び集熱器(集熱パネル)の型番と蓄熱槽の型番も記載すること

(3) 対象機器等を購入した際の領収書の写し及び領収書内訳

領収書と併せて、必ず公社の定める様式の領収書内訳を作成し提出してください。

領収書および領収書内訳に必要な項目は本手引き39、40ページをご参照ください。

※複数台をまとめて購入した際の領収書については、対象機器1台ごとの助成対象経費が記載されたものが必要です。領収書内訳についても1台ごとに作成し、提出してください。

※収入印紙及び割り印(消印)が確認できるものが必要です。収入印紙がなく、かつ、クレジット支払いである事が明確でない場合(但書の記載が「立替払い」となっている等。)は、追加でクレジットの契約書等の写しが必要です。

※電子領収書で収入印紙がない場合は、電子領収書であることを明記する必要があります。

※ローン、クレジット契約であっても、対象機器等の所有権が助成事業者にある場合は、助成対象となります。ただし、対象機器等の販売を行った者が発行した領収書が必要です。なお、銀行振込証は認められません(クレジット払いなどの領収書作成例は本手引き41ページをご参照ください。)

※領収書に記載された対象機器等に係る機器本体額について、市場価格等を調査した上で著しく乖離があるものと公社が認めた場合には、対象機器等を設置する住宅への現地調査による設置状態等の確認、申請者及び手続代行者等への聞き取り調査による販売状況等の確認を行うことがあります。

(4) 対象機器の保証書の写し

① 購入時又は設置時に受領した保証書の写しを提出してください。使用者控え(お客様控え等)の写しとします。

② 製造者名(メーカー名)、システム型番がはっきり読み取れるものを提出してください。

(注意)複数台をまとめて購入する場合は、各助成対象機器等のシステム型番、製造番号等がわかるものとしてください。

③ 保証書がすでに最終所有者の手元にある等、提出が困難な場合は「設置した機器等が新品かつ未使用品であることの証明」を提出してください。(本手引き43ページ参照)

(5) 対象機器等を設置する建物及び対象機器等から供給される熱を利用する住宅の全景写真

① 1階部分から建物全体(正面玄関側)が写っているものをご用意ください。

- ② 対象機器等を設置する建物と対象機器等から供給される熱を利用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真を提出してください。
 - ③ 全景写真では、助成対象機器が写ってなくても構いません。
 - ④ 建物の立地や建築構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数に分かれていても構いません。
 - ⑤ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したものを提出してください。
 - ⑥ 写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上のものにしてください。
- ※ 日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性があります。

(6) 助成対象機器等の設置状態を示す写真

- ① 設置された機器等の全景写真を提出してください。
- ② 設置完了後(設置した事実がわかるもの)の写真を提出してください。
- ③ 対象機器等を設置した場所が分かるような写真としてください。
- ④ 写真の縦横比を変更しないでください。
- ⑤ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したものを提出してください。
- ⑥ 写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上のものにしてください。
- ⑦ 1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれていても構いません。

※ 日没後撮影等で助成対象機器等の設置状態がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性があります。

※ 日よけ等の目的で対象機器等を覆うカバーを設置する場合は、カバー設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器等がはっきり確認できるよう撮影してください。

※ 太陽熱利用システムの場合、集熱器(集熱パネル)と蓄熱槽それぞれが写っている写真が必要です。

※ 地中熱利用システムの場合、地中に繋がる熱交換器(配管)と地中熱ヒートポンプ(室外機)が繋がっていることが確認できる写真が必要です。

(7) 助成対象機器等のシステム型番及び製造番号(銘板)を示す写真

- ① 設置完了日以降の写真を提出してください。
- ② システム型番と製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れる精度の写真を提出してください。
- ③ 雨水やフラッシュ等でシステム型番と製造番号(銘板)が読み取れない場合、再提出していただく必要があります。
- ④ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したものを提出してください。
- ⑤ 写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上のものにしてください。
- ⑥ 太陽熱利用システムは、集熱器(集熱パネル)と蓄熱槽それぞれの銘板写真を提出してください。
- ⑦ 地中熱利用システムは、地中熱ヒートポンプにある銘板を撮影してください。

(8) 通帳の写し

助成金実績報告書の「助成金振込先に関する情報」記載の内容を証明する書類です。以下のうち、いずれか一つの書類とします。

- ① 振込口座情報の記載された預金通帳
- ② 振込口座情報の記載された貯金通帳

以下の助成金振込口座情報の記載がはっきりわかる通帳のコピー等を提出してください。なお、表紙、及び振込口座情報が記載された面(ページ)の見開き、両方の面(ページ)の写しが必要です。

・ 金融機関名(コード) ・ 支店名(コード) ・ 預金種類 ・ 口座番号 ・ カタカナの口座名義

※ 助成金申請者と同一の口座名義であること

※ インターネットバンキング等で通帳不発行の場合は、金融機関発行のもの、もしくは、金融機関ホームページのログイン後画面の写しで、金融機関名(コード)、支店名(コード)、預金種類、口座番号、カタカナの口座名義が確認できるものを提出ください。

4.1 申請様式の記載例・添付書類（個人申請の場合）

記載例：第1号様式助成金交付申請書（個人用）

※法人申請等の様式で不明な点は、個別にお問い合わせください。

（第1）手書きしていただく場合は、黒色又は青色のボールペンで丁寧に記入をして下さい。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。

個人申請用

記入日 2020 年 7 月 15 日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

家庭における熱の有効利用促進事業 助成金交付申請書（個人用）

公益財団法人東京都環境公社が定める「家庭における熱の有効利用促進事業実施要綱（熱利用機器）」に同意のうえ、要綱第8条第1項に基づき、

見書きの宛先（注文者）と一致していることをご確認ください。

（1）助成金申請者に関する情報

（i）申請者に関する情報を証明するため、申請者本人確認

このため、本欄記載事項と申請者本人確認書類の記載内容とが一致していることを確認してください。

◆公社は、本欄に記載された氏名及び住所に対して、交付金交付通知書を送付します。

申請者 氏名	フリガナ 花子 氏 東京 花子	電話番号（※） * FAX番号 * 電子メールアドレス	03-1234-XXXX 03-1234-XXXX XXXX@
申請者住所	〒 163 - XXXX (マンション・アパート名・部屋番号まで必ずご記入ください。) 東京 都道府県 千代田 区市町村 千代田市 千代田マンション502号室	・申請者住所は都外でも可 です。 ・住居表示による住所を記 載ください。 ・本人確認書類と一致させ てください。	

*マークが付いている項目の記入は任意です。

（※）電話番号は、日中連絡がとりやすい番号を必ず記入してください。

・上記申請者の方が、マンション管理組合の代表者である場合は、以下の欄も記入してください。

（フリガナ） 管理組合名	
管理組合住所	マンション管理組合法人が未設立の場合 申請者欄に理事長名を記入し、本欄を使用してください。 また、機器設置の管理組合での議事録等を提出してください。

（2）対象機器等設置場所に関する情報

（i）都内の住宅に設置されることを確認する

申請者住所以外に設置する場合はこちら
に記載してください。

設置住所と一致していることを確認してください。

対象機器等を 設置する建物の 住所	選択項目（□）については、枠内の該当する 項目にチェック（✓）等を入れてください。	☐ 助成申請者住所と同じ ☒ その他（下記に住所記載）	
	〒 153 - XXXX (マンション・アパート名・部屋番号まで必ずご記入ください。) 東京 都道府県 三鷹 区市町村 三鷹市 三鷹〇丁目〇番〇号	設置する住宅の住居表示を記載してください。 見書きの設置住所と一致していることを確認 してください。	
熱を利用する 住宅の種別	☒ 戸建住宅 ☐ 集合住宅		
熱を利用する 住宅の 既築・新築別	☒ 新築住宅 ☐ 既築住宅	着工予定日 （※） 2021/3/30	しゅん工予定日 （※） 2021/10/30

（※）交付申請時、助成対象機器を設置する新築住宅等がしゅん工前である場合、着工予定日、しゅん工予定日を記載してください。

(3)対象機器等に関する情報 (2/3)

対象機器等 ※選択項目(□)については、枠内の該当する項目にチェック(✓)等を入れてください。	設置規模まで漏れの無いよう記載してください。			設置予定年月日(※1)	契約予定年月日(※2)	実績報告書 同時提出(※3)
	☒ 太陽熱利用システム	4.00	m	2021/10/30	2021/2/20	☒ 有・無
	☒ 地中熱利用システム	1	台	2021/10/30	2021/2/20	☒ 有・無

(※1)設置済みの場合は、領収書の日付(領収日)を記載してください。

(※2)契約済みの場合は、契約書の契約締結日を記載してください。

(※3)必ずどちらかに丸を記載してください。交付申請時に機器設置済みの場合は、本申

令和2年8月31日までに対象機器の売買契約を締結し、交付申請時に機器の設置が完了している方は有に○を付け、交付申請書と同時に実績報告書を提出しなければなりません。

(4)助成申請金額に関する情報

(i) 対象機器等について、複数台数の申請を行う場合は、1台又は1システムごとに記載してください。

(ii) 対象機器等に係る機器費と設置工事費の見積書等の提出が必要です。

(iii) 購入機器費と工事費の税抜きの合算額を記載してください。対象機器等に係る機器費と設置工事費の金額と一致する必要があります。対象機器等に係る機器費と設置工事費を記載してください。

対象機器等名称 (ブルダウから選択できます。)	購入予定金額 (機器費(税抜)と設置工事費(税抜)の合算額)(※1)	助成申請金額 (千円未満切捨)(※2)
(1) 太陽熱利用システム	1,500,000 円	320,000 円
(2) 地中熱利用システム	2,500,000 円	1,250,000 円
(3)	円	円

(※1)太陽熱利用システムは、補助熱源機に係る金額を除いてください。

(※2)太陽熱利用システムは「購入予定金額」に対して、1円未満を切り捨て、整数を記載してください。

東京都外の会社でも構いません。手続代行をする会社又は拠点の代表者を記入してください。

(5)手続代行者に関する情報

対象機器等を販売する方が手続を代行する場合は、以下枠線内にも記入してください。その場合、公社からの提出書類等の確認に関する連絡は、原則として手続代行を行います。

会社名	法人番号	加納1234-5678 9012 3456	担当者電話番号	03-1234-XXXX
	環境エネルギー販売株式会社	担当者携帯電話番号	090-1234-XXXX	
		* FAX番号	03-1234-XXXX	
		* 電子メールアドレス	0000@△△.co.jp	
代表者役職名	東京東店店長	代表者氏名	環境 太郎	
担当者部署名	総務部販売課	担当者名	フリガナ 加納 ジョウ 環境 次郎	
代行者住所	〒	111 - XXXX (マンション・アパート名・部屋番号まで必ずご記入ください。)		
	東京	都道府県 中央	区市町村	〇〇町〇丁目〇番〇号

*マークが付いている項目の記入は任意です。

下記の〈同意事項〉の内容に同意し、本申請内容に間違いがないことを確認したうえで署名、捺印します。

(3/3)

2020	年	7	月	15	必ず自筆による署名と捺印(認印可)(朱印)をお願いします。コピーは不可です。
助成金申請者 署名捺印	氏名 東京 花子 (東京印)	手続代行者 署名捺印	事業者名 (会社名) (環境エネルギー販売株式会社)	担当者氏名 環境 次郎 (環境印)	
※申請者本人が必ず自筆で署名し、捺印ください。		※代行事業者の担当者が必ず自筆で署名し、捺印ください。			

〈同意事項〉 ※必ずお読みください。

法人申請者は申請法人代表者の署名と捺印(代表者印)をお願いします。
申請書第3号様式1/3(1)助成金申請者に関する情報欄の「代表者氏名」と同一にしてください。

行者の方々には、以下の同意事項に承諾いただく必要があります。この同意事項への承諾すること等について誓約いただくことを目的としています。

交付要綱(以下「交付要綱」という。)第25条第1項第一号)

社」という。)が定める交付要綱・手引に基づき提出いただく助成金交付申請記述を行わないでください。申請の内容に虚偽の記述をした場合には、民事実かつ正確な申請をしてください。

● 交付要綱第8条の規定に基づく助成金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者(法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が東京都暴力団排除条例第二条第二号に規定する暴力団、同条第三号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことについて同意してください。

また、この同意に違反又は相違があり、同要綱第25条の規定により助成金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第26条の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることに同意してください。

あわせて公社が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意してください。

* この同意書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

2 対象機器等を設置する住宅等の所有者の承諾について(交付要綱第3条第1項第二号)

申請者は、申請者本人以外の住宅等所有者がいる建物に対象機器等を設置する場合、当該建物の全ての所有者の承諾を得て申請してください。

3 設置施工の安全性確保について(交付要綱第13条第1項第三号)

申請者は、対象機器等が立地上又は構造上危険がないことを確認した上で申請してください。また、公社が求めた場合には、安全性等を確保する書類の提出に応じていただきます。

4 助成対象の調査等(交付要綱第13条第1項第四・五号、第31条)

申請者に対して、電話による問合せを行う場合、追加書類の提出を求める場合及び助成対象機器等設置場所への立ち入りを含めた現地調査の協力をお願いする場合があります。本事業の適正な実施を図るため、公社が特別に定める場合を除き、調査への協力が得られない場合、助成金の返還を求める場合があります。

5 申請の取消しについて(交付要綱第25条第1項)

申請者が、交付要綱第25条により規定された取消しの対象とされている行為を行った場合、公社は直ちに申請の取消しを行い、取消し後の申請を受理しない場合があります。

6 個人情報の保護(交付要綱第33条)

公社は、申請者から提出された個人情報について、個人情報への不正アクセス及び個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して図ることにより、個人情報の保護に努めるものとします。また、提出された個人情報は、申請に係る審査業務に利用するほか、本事業の効果検証のための調査、公社が作成するパンフレット・事例集及び、都が行う調査業務に利用させていただくことがあり、都が行う調査業務については、都が指定する団体に提供を行う場合があります。なお、その他法令に定められた場合を除き、本人の承諾なしに、申請者から提出された個人情報を第三者に提供することはありません。

7 手続代行者について(交付要綱第10条、第11条)

手続代行者は交付要綱第10条、11条の規定内容に同意してください。あわせて、要綱の規定に従って手続を遂行していないと認められたときは、交付要綱第11条第2項の規定に従い代行の停止を求める場合があります。

8 専属的合意管轄裁判

申請に係る申請者と公社との訴訟については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

9 免責

本事業により設置された対象機器等の不具合や故障について、公社はその責任の一切を負いません。

申請者が送付する申請書、公社が送付する通知書その他送付物の送付に係る遅延、紛失、損害等全ての事故について、公社は一切の責任を負いません。

10 注意事項

● 提出いただいた申請書及び添付書類は返却いたしません。

● 申請者の住所等の変更について、申請者が公社に対し連絡を行わなかったために、公社が発送する通知書その他送付書類の到達が遅延し、又は到達しなかった場合でも、当該通知書その他送付書類(公社に返送されたものは除きます。)は、通常到達すべき時に申請者に到達したものとみなします。

● 申請に関して不明な点は、申請の手引を参照ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください。

(備考)用紙は日本産業規格A列4番とし、縦位置とします。

申請書類・必要添付書類リスト

(a) 個人である所有者の方（申請書記載例は17ページ以降参照、書類作成上の留意事項は17ページ以降参照。）

地中熱利用システムの必要書類チェックリストについては個別にお送り致しますので、申請をご検討されている方は事前にご連絡ください。

提出書類名称		確認事項	チェック欄	備考
1	第1号様式 「助成金交付申請書(個人用)」	・令和2年4月1日から令和4年9月30日までに、助成対象機器を設置すること。 ・本助成金の交付申請を令和4年3月31日までにすること。 ・押印欄は認印を押印すること。 ・消すことができるインクのペンや鉛筆では記入しないこと。	☐	
2	助成金申請者(個人)本人確認書類	以下の書類のうちいずれか一つの写しであること。 ①運転免許証 ②健康保険証(後期高齢者医療被保険者証) ③住民基本台帳カード ④日本国パスポート ⑤外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書 ⑥身体障害者手帳 ⑦療育手帳 ⑧精神障害者保健福祉手帳 ⑨運転経歴証明書 ⑩マイナンバー個人番号カード ※有効期限内のものであること ※記載内容がはっきりと確認できるものであること ※現住所・氏名の記載があるもの (氏名と住所が記載された頁が分かれている場合は、両方の頁の写しが必要) ※日本で発行されたものであること ※個人を特定できる番号等はマスキング(黒塗り)すること 例) マイナンバー個人番号カードの個人番号 健康保険証の保険者番号、被保険者等記号・番号、2次元バーコード	☐	
3	太陽熱利用システムが交付要綱第5条第一号ア、イの要件に適合することを証明する書類	製品カタログ等の写し ※助成対象機器を○で囲むこと ※該当ページのみを提出すること	☐	
4	設置予定機器の見積書(写し)	以下の内容が記載されていること。 ①見積書に発行者(販売事業者等)の捺印があること ②対象機器設置場所住所が明記されていること ③「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること ④対象機器等の「システム型番」もしくは「集熱器(集熱パネル)の型番と蓄熱槽の型番」が正確に記載されていること ⑤機器費と工事費の概算を分けて記載すること ※太陽熱利用システムの場合、「システム型番」もしくは「集熱器(集熱パネル)の型番と蓄熱槽の型番」を記載すること	☐	
5	その他公社が審査に必要と認める書類		☐	

申請書類・必要添付書類リスト

(b) 個人に貸与する貸与者 (書類作成上の留意事項は17ページ以降参照。)

【交付申請】申請書類・必要添付書類リスト 太陽熱利用

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

必要書類			備考	
提出書類名称	確認事項	チェック欄		
1	第2号様式 「助成金交付申請書(個人(共同申請用))」	・令和2年4月1日から令和4年9月30日までに、助成対象機器を設置すること。 ・本助成金の交付申請を令和4年3月31日ま で行うこと。 ・押印欄は認印を押印すること。 ・消すことができるインクのペンや鉛筆では記入しないこと。	☐	
2	対象機器使用者(個人)本人 確認書類	以下の書類のうちいずれか一つの写しであること。 ①運転免許証 ②健康保険証(後期高齢者医療被保険者証) ③住民基本台帳カード ④日本国パスポート ⑤外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書 ⑥身体障害者手帳 ⑦療育手帳 ⑧精神障害者保健福祉手帳 ⑨運転経歴証明書 ⑩マイナンバー個人番号カード ※有効期限内のものであること ※記載内容がはっきりと確認できるものであること ※現住所・氏名の記載があるもの (氏名と住所が記載された頁が分かれている場合は、両方の頁の写しが必要) ※日本で発行されたものであること ※個人を特定できる番号等はマスキング(黒塗り)すること 例) マイナンバー個人番号カードの個人番号 健康保険証の保険者番号、被保険者等記号・番号、2次元バーコード	☐	
3	対象機器等所有者(リース事業者等) 実在証明書類	以下のうちいずれか一つの書類の写しであること。 ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること	☐	
4	太陽熱利用システムが交付要綱第5条第一号ア、イの要件に適合することを証明する書類	製品カタログ等の写し ※助成対象機器を○で囲むこと ※該当ページのみを提出すること	☐	
5	設置予定機器の見積書(写し)	以下の内容が記載されていること。 ①見積書に発行者(販売事業者等)の捺印があること ②対象機器設置場所住所が明記されていること ③「宛先(注文者)」に所有者(リース事業者等)の宛名が記載されていること ④対象機器等の「システム型番」もしくは「集熱器(集熱パネル)の型番と蓄熱槽の型番」が正確に記載されていること ⑤機器費と工事費の概算を分けて記載すること ※太陽熱利用システムの場合、「システム型番」もしくは「集熱器(集熱パネル)の型番と蓄熱槽の型番」を記載すること	☐	
6	対象機器等所有者(リース事業者等) 納税証明書	・法人都民税に係るものの写しであること ※6か月以内に発行されたものであること	☐	・直近1期分を提出すること。
7	その他公社が審査に必要と認める書類		☐	

申請書類・必要添付書類リスト

(c) 法人である所有者 (書類作成上の留意事項は17ページ以降参照。)

【交付申請】申請書類・必要添付書類リスト 太陽熱用

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

必要書類				備考
提出書類名称		確認事項	チェック欄	
1	第3号様式 「助成金交付申請書(法人用)」	・令和2年4月1日から令和4年9月30日までに、助成対象機器を設置すること。 ・本助成金の交付申請を令和4年3月31日までにすること。 ・押印欄は認印を押印すること。 ・消すことができるインクのペンや鉛筆では記入しないこと。	☐	
2	助成金申請者(法人)実在証明書類	以下のうちいずれか一つの書類の写しであること。 ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること	☐	
3	太陽熱利用システムが交付要綱第5条第一号ア、イの要件に適合することを証明する書類	製品カタログ等の写し ※助成対象機器を○で囲むこと ※該当ページのみを提出すること	☐	
4	設置予定機器の見積書(写し)	以下の内容が記載されていること。 ①見積書に発行者(販売事業者等)の捺印があること ②対象機器設置場所住所が明記されていること ③「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること ④対象機器等の「システム型番」もしくは「集熱器(集熱パネル)の型番と蓄熱槽の型番」が正確に記載されていること ⑤機器費と工事費の概算を分けて記載すること ※太陽熱利用システムの場合、「システム型番」もしくは「集熱器(集熱パネル)の型番と蓄熱槽の型番」を記載すること	☐	
5	重要事項証明書(案)	・対象機器等の設置後に、管理組合や住宅購入者等が対象機器等の所有権を引き継ぐことが記載されること。 ・対象機器等の所有者において、交付要綱第13条、第23条及び第24条に規定する内容の履行が図られるよう記載されること。(記載例は「助成金申請の手引き」を参照)	☐	・住宅供給業者が交付申請する場合に必要。 ・交付申請時は案文を提出すること。
6	納税証明書	・法人都民税に係るものの写しであること。 ※6か月以内に発行されたものであること	☐	・直近1期分を提出すること。
7	その他公社が審査に必要と認める書類		☐	

申請書類・必要添付書類リスト

(d) 法人に貸与する貸与者（書類作成上の留意事項は本手引き 17 ページ以降参照。）

【交付申請】申請書類・必要添付書類リスト 太陽熱用

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

必要書類				備考
提出書類名称		確認事項	チェック欄	
1	第4号様式 「助成金交付申請書(法人(共同申請用))」	- 令和2年4月1日から令和4年9月30日までに、助成対象機器を設置すること。 - 本助成金の交付申請を令和4年3月31日までにを行うこと。 - 押印欄は認印を押印すること。 - 消すことができるインクのペンや鉛筆では記入しないこと。	☐	
2	対象機器等使用者(法人)実在証明書類	以下のうちいずれか一つの書類の写しであること。 ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること	☐	
3	対象機器等所有者(リース事業者等)実在証明書類	以下のうちいずれか一つの書類の写しであること。 ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること	☐	
4	太陽熱利用システムが交付要綱第5条第一号ア、イの要件に適合することを証明する書類	製品カタログ等の写し ※助成対象機器を○で囲むこと ※該当ページのみを提出すること	☐	
5	設置予定機器の見積書(写し)	以下の内容が記載されていること。 ①見積書に発行者(販売事業者等)の捺印があること ②対象機器設置場所住所が明記されていること ③「宛先(注文者)」に所有者(リース事業者等)の宛名が記載されていること ④対象機器等の「システム型番」もしくは「集熱器(集熱パネル)の型番と蓄熱槽の型番」が正確に記載されていること ⑤機器費と工事費の概算を分けて記載すること ※太陽熱利用システムの場合、「システム型番」もしくは「集熱器(集熱パネル)の型番と蓄熱槽の型番」を記載すること	☐	
6	対象機器等使用者(法人)納税証明書	- 法人住民税に係るものの写しであること。 ※6か月以内に発行されたものであること	☐	・直近1期分を提出すること。
7	対象機器等所有者(リース事業者等)納税証明書	- 法人住民税に係るものの写しであること。 ※6か月以内に発行されたものであること	☐	・直近1期分を提出すること。
8	その他公社が審査に必要と認める書類		☐	

申請者本人確認書類 貼り付け台紙

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○申請者本人確認書類 貼り付け欄

セロハンテープで貼り付けて下さい。

※ 用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。

助成金交付申請書の申請者情報（氏名及び住所）を証明するものです。

下記の書類のうち、いずれか一つのコピーをご提出ください。

- ① 運転免許証
- ② 健康保険証（後期高齢者医療被保険者証）
- ③ 住民基本台帳カード
- ④ 日本国パスポート
- ⑤ 外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書
- ⑥ 身体障害者手帳
- ⑦ 療育手帳
- ⑧ 精神障害者保健福祉手帳
- ⑨ 運転経歴証明書
- ⑩ マイナンバー個人番号カード

※ 公社で申請を受付けた時点で有効期限内であること

※ 記載内容がはっきりと確認できるものであること

※ 現住所・氏名の記載があること（氏名と住所が記載された頁が分かれている場合は、両方の頁の写しが必要）

※ 日本で発行されたものであること

※ 個人を特定できる番号等はマスキング（黒塗り）すること

例）マイナンバー個人番号カードの個人番号

健康保険証の保険者番号、被保険者等記号・番号、2次元バーコード

※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

記載例:第13-1号様式助成事業実績報告書(個人用)

※法人申請等の様式で不明な点は、個別にお問い合わせください。

(第13-1号様式)

手書きしていただく場合は、黒色又は青色のボールペンで丁寧に記入をして下さい。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

家庭における熱の有効利用促進事業 助成事業実績報告書(個人用)

公益財団法人東京都環境公社が定める「家庭における熱の有効利用促進事業助成金交付要綱(熱利用機器)」に同意のうえ、要綱第21条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

(1)助成申請者に関する情報

(i)実績報告時の添付書類である対象機器の領収書及び契約書の宛先(購入者)と一致していることをご確認ください。

(ii)交付要綱第8条に規定する交付申請を行っておく場合は、助成金交付決定通知書の送付を受けている場合は、当該通知書に記載されている

交付決定番号を記載してください。

◆公社は、本欄に記載された氏名及び住所に於いて、助成金確定通知書を送付します。

交付申請時の本人確認書類と一致させてください。

助成事業者は、助成金交付要綱第12条第4項に基づき、公社に求められた場合には回答を行う必要があります。

(フリガナ) 申請者氏名	フリガナ	花子 太郎	電話番号(※)	03-1234
	氏名	東京 花子	* FAX番号	03-1234-XXXX
			* 電子メールアドレス	0000@co.jp
申請者住所	〒	163 - XXXXX	(マンション・アパート名・部屋番号まで必ず記入してください。)	
	東京	都道府県	千代田	市区町村

(※)電話番号は、日中連絡がとりやすい番号を必ず記入してください。*マークが付いている項目の記入は任意です。

・上記申請者の方が、マンション管理組合の代表者である場合は、以下の欄も記入してください。

(フリガナ) 管理組合名	
管理組合住所	

・上記(ii)に該当する場合に記入してください。

「助成金交付決定通知書」の交付決定番号	
---------------------	--

(2)対象機器等設置場所に関する情報

(i)選択項目(□)については、実績報告時点で、枠内の該当する項目にチェック(✓)を入れてください。

(ii)助成対象機器が都内の住宅に設置されていることを確認するため、設置機器の領収書等に記載の住所と一致させてください。

(iii)対象機器等の使用者を代表する方について、氏名を記入してください。

対象機器等を 設置する建物の 住所	選択項目(□)については、枠内の該当する項目にチェック(✓)を入れてください。	☐ 助成申請者住所と同じ ☒ その他(住所記載)		
	〒	153 - XXXXX	(マンション・アパート名・部屋番号まで必ず記入してください。)	
	東京	都道府県	三鷹	市区町村
対象機器等使用 者代表者氏名	東京 花子			
熱を利用する 住宅の種別	☒ 戸建住宅 ☐ 集合住宅	熱を利用する住宅の 既築・新築別	☐ 既築住宅 ☒ 新築住宅	

(3)対象機器等に関する情報

対象機器等	対象機器等名称・設置規模			購入年月日(※)
※選択項目(□)については、枠内の該当する項目にチェック(✓)を入れてください。	☒ 太陽熱利用システム	4.00	m	2021/2/25
	☒ 地中熱利用システム	1	台	2021/2/25

(※)領収書の日付(領収日)を記載してください。

(4)助成申請金額に関する情報

(2/2)

- (i) 対象機器等について、複数台数の申請を行う場合は、1台又は1システムごとに記載してください。
- (ii) 対象機器費が完済されていることを確認するため、領収書等の提出が必要です。
- (iii) 購入金額欄に記載する金額が、領収書等に記載された対象機器等に係る機器費と設置工事費の金額と一致する必要があります。

対象機器等名称 (プルダウンから選択できます。)		購入金額 (機器費(税抜)と設置工事費(税抜)の合算額)(※1)		助成申請金額 (千円未満切捨)(※2)	
(1)	太陽熱利用システム	1,500,000	円	320,000	円
(2)	地中熱利用システム	2,500,000	円	1,250,000	円
(3)			円		円

(※1) 太陽熱利用システムは補助熱源機に係る金額は除いてください。

(※2) 太陽熱利用システムは「購入予定金額」に対して、1㎡あたり80,000円を乗じた額又は上限額のいずれか小さい額を記載してください。

(5)手続き代行者に関する情報

・申請者以外が助成金申請に係る手続きを代行する場合は、以下の枠線内も記入してください。

その場合、公社からの提出書類等の確認に関する連絡は、原則として手続き代行者に行います。

会社名	〒111-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1		担当者電話番号	03-1234-XXXX	
	環境エネルギー販売株式会社		担当者携帯電話番号	090-1234-XXXX	
			* FAX番号	03-1234-XXXX	
			* 電子メールアドレス	0000@△△.co.jp	
会社又は拠点の代表者	役職名	東京東店店長	氏名	環境 太郎	
担当者部署名	総務部販売課		担当者名	環境 次郎	
代行者住所	〒111-0001 (マンション・アパート名・部屋番号まで必ず記入してください。)				
	東京	都道府県	中央	区市町村	000町0丁目0番0号

*マークが付いている項目の記入は任意です。

(6)助成金振込先に関する情報

- (i) 助成金振込先の口座名義は、(1)記載の助成申請者の氏名と同一にしてください。
- (ii) マンション管理組合における理事長等の代表者において、当該管理組合が所有する対象機器等に係る助成金を申請する場合は、助成金振込先の口座名義を(1)の管理組合名と同一にしてください。
- (iii) 金融機関名、支店名、口座名義は必ずカタカナで記入して下さい。

金融機関名 (カタカナ)	コウチョギンコウ				
支店名 (カタカナ)	ゼロゼロイチ				
金融機関コード	9	9	0	0	支店コード 0 0 1
口座名義(※) (カタカナ)	※必ずカタカナで記入してください。 トリコト ハコ				
口座番号 (右詰)	0	0	0	1	2 3 4

・金融機関名、支店名、口座名義はカタカナで記載してください。
・ゆうちょ銀行も本様式を使用できます。銀行番号・店名コードの記載方法はインターネット等で確認ください。

(7)他の助成金の申請状況

- (i) 選択項目(□)については、枠内の該当する項目にチェックしてください。
- (ii) 複数システムを申請されている場合は、申請書2/2ページをもう1枚添付してください。

区市町村への申請	☒ 申請済み ☐ 申請予定 ☐ 申請予定なし	
区市町村名	00区	助成金交付額 (予定額) 100,000 円
国等への申請	☒ 申請済み ☐ 申請予定 ☐ 申請予定なし	
事業名	00太陽熱導入支援補助金	助成金交付額 (予定額) 500,000 円

対象の他の助成金がない場合は、「申請予定なし」にチェックをいれてください。

実績報告書・必要添付書類リスト

(a) 個人である所有者の方 (報告書記載例は29ページ以降参照、書類作成上の留意事項は17ページ以降参照。)

【地中熱利用システムの必要書類チェックリストについては個別にお送り致しますので、申請をご検討されている方は事前にご確認ください。】

必要書類			備考
提出書類名称	確認事項	チェック欄	
1 第13-1号様式 「助成金事業実績報告書(個人用)」	・個人が申請する場合の様式 ・押印欄は認印を押印すること ・消すことができるインクのペンや鉛筆では記入しないこと	☐	
2 設置機器の売買等契約書(写し)	・以下の内容が記載されていること。 ①発行者名と会社印 ②日付(契約締結日) ③契約者名 ④工事内容	☐	・売買等契約書の日付が交付決定日より後のものであること。
3 設置機器の領収書(写し) 領収書の内訳(原本または写し)	・領収書の日付が令和2年4月1日から令和4年9月30日までの間のものであること(※1) 【領収書】 ①宛名(助成申請者名であること) ②領収金額 ③収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの(※2) ④領収日 ⑤発行者(販売事業者)名 ⑥発行者(販売事業者)捺印 【領収書内訳】 ①宛名(助成申請者名であること) ②助成対象経費(機器費と工事費、消費税含まず) ③補助熱源機の控除額 ④設置場所住所 ⑤製造者名(メーカー) ⑥対象機器システム型番 ⑦集熱器(集熱パネル)の型番及び製造番号等 ⑧蓄熱槽の型番及び製造番号等 ⑨領収日 ⑩発行者(販売事業者)名 ⑪発行者(販売事業者)捺印 ・会社の定める様式で領収書の内訳を必ず作成すること	☐	(※1)領収書の日付が交付決定日より後のものであること。 (※2)領収書に収入印紙がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要。また、電子領収書で収入印紙がない場合は、電子領収書であることを明記すること。
4 設置機器の保証書(写し)	・「メーカー名」「システム型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること	☐	・保証書の提出が困難な場合は「設置機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること。 (証明は機器の販売元等が申請者宛に提出したものであること)
5 機器を設置した建物及び設置機器から供給される熱を利用する住宅の全景写真(カラー)	・玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの(建物の立地や構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれて可) ・対象機器等が写っていない可 ・対象機器等を設置した建物と、対象機器等の熱を利用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真が必要 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること ※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	☐	

必要書類		チェック欄	備考
提出書類名称	確認事項		
6 設置機器の設置状態を示す写真 (カラー)	・設置完了後の写真であること ・対象機器等を設置した場所が分かるような写真であること ・太陽熱利用システムの場合は、集熱器(集熱パネル)と蓄熱槽それぞれが写っていること ・写真の縦横比は変更しないこと ・1枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれても可 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること ※日よけ等の目的で対象機器等をカバーで覆う場合は、カバー設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器等がはっきり確認できるよう撮影のすること ※日没後撮影等で対象機器等の設置状態がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	☐	
7 設置機器の型番及び製造番号(銘板)を示す写真 (カラー)	・設置完了後の写真であること (設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること) ・対象機器等の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ・太陽熱利用システムの場合は、集熱器(集熱パネル)と蓄熱槽それぞれの型番及び製造番号(銘板)を示す写真が必要 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること	☐	
8 通帳の写し (表紙及び振込口座情報記載頁の見開き)	・振込口座情報の記載された預金通帳、もしくは貯金通帳の表紙及び振込口座情報記載頁の見開き、両方の写しが必要 ・交付申請書の助成金申請者と同一の口座名義であること ・「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」(カタカナが確認できない場合には、キャッシュカードのコピーを追加提出してください。)がはっきりと確認できる写しであること	☐	【インターネットバンキング等で通帳不発行の場合】 金融機関発行(又は金融機関ホームページのログイン後の画面)のもので、「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」が確認出来るものを提出
9 その他公社が審査に必要と認める書類		☐	

実績報告書・必要添付書類リスト

(b) 個人に貸与する貸与者（書類作成上の留意事項は17ページ以降参照。）

【実績報告書】申請書類・必要添付書類リスト 太陽熱用

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

提出書類名称		必要書類	確認事項	チェック欄	備考
1	第13-2号様式 「助成事業実績報告書(個人 (共同申請)用)」	・個人に貸与する貸与者が申請する場合の様式 ・押印欄は認印を押印すること ・消すことができるインクのペンや鉛筆では記入しないこと		☐	
2	設置機器の売買等契約書(写し)	・以下の内容が記載されていること。 ①発行者名と会社印 ②日付(契約締結日) ③契約者名 ④工事内容		☐	
3	機器のリース契約証明書類(写し)	・リース契約書の日付が交付決定日より後のものであること。		☐	・リース料金は元金(機器単体費)から助成金相当分を減額した金額で算出されていること ・リース契約期間が、対象機器等の法定耐用年数以上であること
4	設置機器の領収書(写し) 領収書の内訳(原本または写し)	・領収書の日付が令和2年4月1日から令和4年9月30日までの間のものであること(※1) 【領収書】 ①宛名(助成申請者名であること) ②領収金額 ③収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの(※2) ④領収日 ⑤発行者(販売事業者)名 ⑥発行者(販売事業者)捺印 【領収書内訳】 ①宛名(助成申請者名であること) ②助成対象経費(機器費と工事費、消費税含まず) ③補助熱源機の控除額 ④設置場所住所 ⑤製造者名(メーカー) ⑥対象機器システム型番 ⑦集熱器(集熱パネル)の型番及び製造番号等 ⑧蓄熱槽の型番及び製造番号等 ⑨領収日 ⑩発行者(販売事業者)名 ⑪発行者(販売事業者)捺印 ・公社の定める様式で領収書の内訳を必ず作成すること		☐	(※1) 領収書の日付が交付決定日より後のものであること。 (※2) 領収書に収入印紙がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要。 また、電子領収書で収入印紙がない場合は、電子領収書であることを明記すること。
5	設置機器の保証書(写し)	・「メーカー名」「システム型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること		☐	・保証書の提出が困難な場合は「設置機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること (証明は機器の販売元等が申請者宛に提出したものであること)

		必要書類		備考
提出書類名称		確認事項	チェック欄	
6	機器を設置した建物及び対象機器等から供給される熱を利用する住宅の全景写真(カラー)	・玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの(建物の立地や構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれて可) ・対象機器等が写っていても可 ・対象機器等を設置した建物と、対象機器等の熱を利用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真が必要 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること ※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	☐	
7	設置機器の設置状態を示す写真(カラー)	・設置完了後の写真であること ・対象機器等を設置した場所が分かるような写真であること ・太陽熱利用システムの場合は、集熱器(集熱パネル)と蓄熱槽それぞれが写っていること ・1枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれて可 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること ※日よけ等の目的で対象機器等をカバーで覆う場合は、カバー設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器等がはっきり確認できるよう撮影のすること ※日没後撮影等で対象機器等の設置状態がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	☐	
8	対象機器等の型番及び製造番号(銘板)を示す写真(カラー)	・設置完了後の写真であること(設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること) ・対象機器等の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ・太陽熱利用システムの場合は、集熱器(集熱パネル)と蓄熱槽それぞれの型番及び製造番号(銘板)を示す写真が必要 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること	☐	
9	通帳の写し(表紙及び振込口座情報記載頁の見開き)	・振込口座情報の記載された預金通帳、もしくは貯金通帳の表紙及び振込口座情報記載頁の見開き、両方の写しが必要 ・交付申請書の助成金申請者と同一の口座名義であること ・「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」(カタカナが確認できない場合には、キャッシュカードのコピーを追加提出してください。)がはっきりと確認できる写しであること	☐	【インターネットバンキング等で通帳不発行の場合】 金融機関発行(又は金融機関ホームページのログイン後の画面)のもので、「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」が確認出来るものを提出
10	その他公社が審査に必要と認める書類		☐	

実績報告書・必要添付書類リスト

(c) 法人である所有者 (書類作成上の留意事項は17ページ以降参照。)

【実績報告書】申請書類・必要添付書類リスト 太陽熱用

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

必要書類			備考
提出書類名称	確認事項	チェック欄	
1 第13-3号様式 「助成事業実績報告書(法人用)」	・法人が申請する場合の様式 ・押印欄は認印を押印すること ・消すことができるインクのペンや鉛筆では記入しないこと	☐	
2 設置機器の売買等契約書(写し)	・以下の内容が記載されていること。 ①発行者名と会社印 ②日付(契約締結日) ③契約者名 ④工事内容	☐	・売買等契約書の日付が交付決定日より後のものであること。
3 設置機器の領収書(写し) 領収書の内訳(原本または写し)	・領収書の日付が令和2年4月1日から令和4年9月30日までの間のものであること(※1) 【領収書】 ①宛名(助成申請者名であること) ②領収金額 ③収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの(※2) ④領収日 ⑤発行者(販売事業者)名 ⑥発行者(販売事業者)捺印 【領収書内訳】 ①宛名(助成申請者名であること) ②助成対象経費(機器費と工事費、消費税含まず) ③補助熱源機の控除額 ④設置場所住所 ⑤製造者名(メーカー) ⑥対象機器システム型番 ⑦集熱器(集熱パネル)の型番及び製造番号等 ⑧蓄熱槽の型番及び製造番号等 ⑨領収日 ⑩発行者(販売事業者)名 ⑪発行者(販売事業者)捺印 ・公社の定める様式で領収書の内訳を必ず作成すること	☐	(※1)領収書の日付が交付決定日より後のものであること。 (※2)領収書に収入印紙がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要。 - また、電子領収書で収入印紙がない場合は、電子領収書であることを明記すること。
4 設置機器の保証書(写し)	・「メーカー名」「システム型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること	☐	・保証書の提出が困難な場合は「設置機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること (証明は、機器の販売元等が申請者宛に提出したものであること)

必要書類		チェック欄	備考
提出書類名称	確認事項		
5	機器を設置した建物及び対象機器等から供給される熱を利用する住宅の全景写真(カラー)	☐	
6	設置機器の設置状態を示す写真(カラー)	☐	
7	対象機器等の型番及び製造番号(銘板)を示す写真(カラー)	☐	
8	重要事項証明書等(住宅購入者に提示した原本の該当ページの写し)	☐	・住宅供給業者が実績報告する場合に必要
9	通帳の写し(表紙及び振込口座情報記載頁の見開き)	☐	【インターネットバンキング等で通帳不発行の場合】金融機関発行(又は金融機関ホームページのログイン後の画面)のもので、「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」(カタカナが確認できない場合には、キャッシュカードのコピーを追加提出してください。)がはっきりと確認できる写しであること
10	その他公社が審査に必要と認める書類	☐	

実績報告書・必要添付書類リスト

(d) 法人に貸与する貸与者（書類作成上の留意事項は本手引き 17 ページ以降参照。）

【実績報告書】申請書類・必要添付書類リスト 太陽熱用

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

提出書類名称		必要書類	確認事項	チェック欄	備考
1	第13-4号様式 「助成事業実績報告書(法人 (共同申請)用)」	・法人に貸与する貸与者が申請する場合の様式 ・押印欄は認印を押印すること ・消すことができるインクのペンや鉛筆では記入しないこと		☐	
2	設置機器の売買等契約書(写し)	・以下の内容が記載されていること。 ①発行者名と会社印 ②日付(契約締結日) ③契約者名 ④工事内容		☐	
3	設置機器のリース契約証明書 類(写し)	・リース契約書の日付が交付決定日より後のものであること。		☐	・リース料金は元金(機器単体費)から助成金相当分を減額した金額で算出されていること ・リース契約期間が、対象機器等の法定耐用年数以上であること
4	設置機器の領収書(写し) 領収書の内訳(原本または写し)	・領収書の日付が令和2年4月1日から令和4年9月30日までの間のものであること(※1) 【領収書】 ①宛名(助成申請者名であること) ②領収金額 ③収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの(※2) ④領収日 ⑤発行者(販売事業者)名 ⑥発行者(販売事業者)捺印 【領収書内訳】 ①宛名(助成申請者名であること) ②助成対象経費(機器費と工事費、消費税含まず) ③補助熱源機の控除額 ④設置場所住所 ⑤製造者名(メーカー) ⑥対象機器システム型番 ⑦集熱器(集熱パネル)の型番及び製造番号等 ⑧蓄熱槽の型番及び製造番号等 ⑨領収日 ⑩発行者(販売事業者)名 ⑪発行者(販売事業者)捺印 ・公社の定める様式で領収書の内訳を必ず作成すること		☐	(※1) 領収書の日付が交付決定日より後のものであること。 (※2) 領収書に収入印紙がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要。 また、電子領収書で収入印紙がない場合は、電子領収書であることを明記すること。
5	設置機器の保証書(写し)	・「メーカー名」「システム型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること		☐	・保証書の提出が困難な場合は「設置機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること (証明は機器の販売元等が申請者宛に提出したものであること)

必要書類		チェック欄	備考
提出書類名称	確認事項		
6	対象機器等を設置する建物及び対象機器等から供給される熱を利用する住宅の全景写真(カラー)	☐	
7	対象機器等の設置状態を示す写真(カラー)	☐	
8	対象機器等の型番及び製造番号(銘板)を示す写真(カラー)	☐	
9	通帳の写し(表紙及び振込口座情報記載頁の見開き)	☐	【インターネットバンキング等で通帳不発行の場合】 金融機関発行(又は金融機関ホームページのログイン後の画面)のもので、「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」が確認出来るものを提出
10	その他公社が審査に必要と認める書類	☐	

対象機器等 領収書(写し)貼り付け台紙

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○対象機器等 領収書(写し)貼り付け欄

- ※ 用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。
- 当該機器等の購買を証明するため、「領収書」を提出してください。
- ※ クレジットカード・ローン払いによる場合についても、販売店が発行した領収書など対象機器等の購買を証明する書類を作成してください。(本手引き 4 1 ページ参照)

No. _____	
領 収 書 ① 〇〇 △△ 様	
金額 ② ￥ * , * * * , * * *	
上記の金額正に領収いたしました。	
但し、太陽熱利用システムの機器費と工事費として	
③ 	④ 領収日 令和〇年 △月□日 ⑤ ○×○×株式会社 東京営業所 営業所長 太陽熱 光 ⑥ 代表取締役 役員

セロハンテープで貼り付けて下さい。

以下の内容がはっきり確認できる写しをご提出ください。

- ① 宛名（助成事業者名であること）
- ② 領収金額
- ③ 収入印紙及び割印（消印）が確認できるもの
- ④ 領収日
- ⑤ 発行者（販売事業者）名
- ⑥ 発行者（販売事業者）捺印

※ 領収書と併せて、販売事業者が作成した「対象機器等に関する領収書内訳について」を必ず添付してください。

※ クレジットカード・ローン等の理由で収入印紙（③）がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合（但書の記載が「立替払い」となっている等）は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要です。また電子領収書で収入印紙がない場合は、電子領収書であることを明記してください。

※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

実績報告書

(第13号様式関係)

(領収書内訳書について) 【太陽熱利用システムの場合】

公益財団法人 東京都環境公社 理事長
(東京都地球温暖化防止活動推進センター) 殿

公社理事長宛てに作成してください。

申請者と同一である必要があります。(領収書の宛名が連名の場合も、申請者単名の記載で作成してください。)

対象システムに関する領収書の内訳について

「東京花子」様宛に発行した太陽熱利用システムに係る領収書は、2020年××月○
○日付け領収書(領収書番号 000000)のとおりですが、当該機器の機器費及び設置場
所住所等を下記のとおり証明いたします。

原領収書と関連付けするために、領収書年月日又は領収書番号を明確にしてください。

1	機器費（消費税抜き）	〇,〇〇〇,〇〇〇円	補助熱源機が蓄熱（貯湯）槽等と一体型の場合に、補助熱源機の種類に応じ、以下の控除額を記載してください。 1 潜熱回収型でない給湯機を含むもの（3除く）：7万円 2 潜熱回収型の給湯機を含むもの：10万円 3 ヒートポンプ式の給湯器を含むもの：20万円
2	工事費（消費税抜き）	〇〇〇,〇〇〇円	
3	補助熱源機の控除額	□□□,□□□円	
4	設置場所住所	東京都〇〇市〇〇1-2-3	
5	製造者名 （メーカー）	〇〇〇〇	
6	システム型番	SSS-000	
7	集熱器 （集熱パネル）	型番	×××-0000
		製造番号	AA-00123
8	蓄熱槽	型番	××-×00×
		製造番号	010001

領収書の日付以降の日付を記入してください。
領収書と同一の印鑑としてください。

年 月 日

〇〇株
式会社印

(クレジット等契約により購入した場合の領収書作成例：販売店が発行したものに限りです。)

〇〇〇〇 (顧客)

御中

申請者名を記入すること

社印 (角印) 又は代表者印 (丸印) のいずれかが押されていること。※押印されたものの写しであること。

対象機器等に関する代金領収書

収入印紙

割印

現金で5万円以上の領収金額の場合は、収入印紙 (割り印)

東京都〇〇区〇〇町 1-1-1
 〇〇〇〇販売株式会社 〇〇営業所
 営業所長 〇〇 〇〇 印

次の顧客の対象機器等 (太陽熱利用システム、地中熱利用システム) の設置に関し、下記内容で代金を受領いたしました。なお、本書は顧客のクレジット返済金の受領を証するものではありません。

また、受領した代金に相当する対象機器等の所有権を、契約書等に関わらず、次の顧客に移転したことを確認しました。

顧客	氏名	
	設置場所 住所	

対象機器を記入すること

購入品目	購入機器	メーカー名	型式 (※)	製造番号 (※)	機器費 (税抜)	工事費 (税抜)	補助熱源機の控除額

(※) 太陽熱利用システムについては、システム型番と併せて集熱器 (集熱パネル) と蓄熱槽、それぞれの型式、製造番号および補助熱源機の控除額を明記してください。

受領代金	費目	金額	入金 (受領) 日
	現金	金 円	年 月 日
	クレジット (クレジット会社名:)	金 円	年 月 日
	その他 ()	金 円	年 月 日
	合計	金 円	

対象機器等 保証書(写し)貼り付け台紙

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○対象機器等 保証書(写し)貼り付け欄

※用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。

- 購入時又は設置時に受領した保証書の内容を確認の上、コピーを貼り付けてください。
- 対象機器メーカー名、システム型番、製造番号がはっきりわかるようにコピーして、貼り付けてください。

ソーラーシステム工事保証書 (お客様)

●本保証書は販売店・工事店が必要事項をのりこみ記入。捺印する事により効力を生じます。

機器組合せ 名称・型式	SSS-000			
使用 適合 機種	品名	集熱器		蓄熱槽
	型式名	×××-0000		××××00×
	数量	3 枚		1 台
製造番号	AA-00123	AA-01230	AA-12300	製造番号 010001
保証期間	5 年			
お引渡年月日	20××年○月○日			
お客様	ご芳名	東京 花子 様		
	ご住所	東京都●●市●●区1-2-3 Tel. 03-0000-0000		
当該機器は、本書記載内容にもとづき無料修理をお約束するものです。引き渡しの日から上記期間中に故障が生じた場合には、工事保証書(販売店または工事店)に修理をお申し出ください。				
工事保証書 販売店又は 工事店	株式会社環境○○ 東京都○○市△△1-2-3 Tel. 03-0000-0000			
製造販売元	株式会社○○環境 東京都○○区△△1-2-3 Tel. 03-0000-0000 環境			

■システム修理保証規定

- 本書、取扱い説明書、本体貼付ラベル等の注意書に従い正常な使用状態で故障した場合に本保証書記載内容にもとづき工事を行った工事保証書(販売店または工事店)が無料修理をいたします。
- 保証期間内でも次の場合には有料修理になります。
 - 当初本書記載の工事保証書が添付した場所から他の場所に移動された場合。
 - 書記工事部分の故障または不適当な維持管理または改造に起因するもの。
 - 本書記載の工事保証書以外が行った点検修理または改造に起因するもの。
 - 地震、噴火、洪水、雷害等の自然現象に起因するもの。
 - 火災、爆発、隣接等の外來事故に起因するもの。
 - 指定以外の燃料の使用に起因するもの。
- 本書にシステム型式、システム保証期間、引渡年月日、お客様名、販売店名または工事店の記入のない場合。または記入の事項字が重なりあがった場合。
- 弊社の認定を受けていない販売店(または工事店)による設置工事の場合。

本書は日本国内においてのみ有効です。
本書は再発行しませんので、紛失しないよう大切に保管して下さい。
所有者が変更になったり、転居等の場合は登録の変更が必要です。販売店(又は工事店)にご連絡下さい。

※使用者控え(お客様控え等)
のコピーであること

セロハンテープで貼り付けて下さい。

※保証書の提出が困難である場合は設置した機器の販売元業者が作成した『設置した機器等が新品かつ未使用品であることの証明』を提出すること。(本手引き次ページ参照)

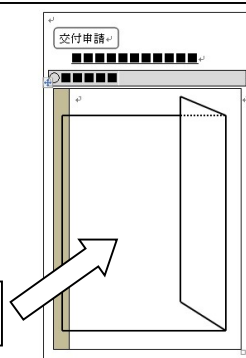
【貼り付け方法】

貼り付け欄より添付書類が大きい場合は
右端を折り曲げて、貼り付けてください。

縦長の添付書類は横向きにして貼り付けてください。



添付書類



※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

実績報告書

(様式13号関係)

(保証書の提出が困難な場合に販売元が公社理事長宛に提出するものの作成例：販売店が発行したものに限りです。)

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿
(東京都地球温暖化防止活動推進センター)

助成対象機器が新品かつ未使用品であることの証明書

家庭における熱の有効利用促進事業助成事業実績報告書を提出するにあたり、弊社が下記の申請者に販売した助成対象機器が新品かつ未使用品であることを証明いたします。

また、助成対象機器が新品かつ未使用品であることの根拠等の要請があった場合は、速やかに応じます。

記

1 申請者名 東京 花子

2 設置場所住所 東京都千代田区千代田〇丁目〇番〇号

領収書番号がない場合は未記入でも構いません。

3 領収書番号 ABC2468-DEF

領収書の日付と同日を記入してください。

以 上

年 月 日

領収証明会社名

印

対象機器等を設置する建物、及び対象機器等から 供給される熱を利用する住宅の全景写真

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○住宅の全景写真貼り付け欄

※ 書類の用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。

- 対象機器等を設置する建物と、対象機器等が供給する熱を利用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真を提出してください。
- 全景写真では対象機器が写ってなくても構いません。
- 1階部分から全体が写るように撮影してください。
- 玄関正面側から建物全体を撮影した写真をご用意ください。
- 建物の立地や建築構造上、1枚に収まりきらない場合には、複数に分かれても構いません。
- 建物の全景がはっきりと分からない（日没後撮影等）場合、再度撮影を依頼する可能性があります。
- その他添付する写真について、以下の点に留意してください。

※ 写真は、現像又はプリントアウトし、はがれないように貼り付けてください。

※ カラー印刷又は、カラープリント写真

※ 写真の大きさは、サービス判（Lサイズ 127×89mm）以上

※ 1枚に収まらない場合は本台紙を複写して、全ての写真を添付してください。

セロハンテープで貼り付けて下さい。



必ず、玄関正面側から
撮影したものとしてください。

見 本

※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

対象機器等の設置状態を示す写真

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○対象機器等 設置写真貼り付け欄

※ 書類の用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。

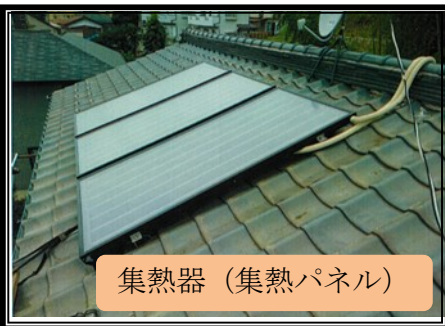
- 設置完了後の写真を提出してください。
- 太陽熱利用システムの場合は、集熱器（集熱パネル）と蓄熱槽それぞれが写っている写真が必要です。
- 地中熱利用システムの場合は、地中に繋がる熱交換器（配管）と地中熱ヒートポンプ（室外機）が繋がっていることが確認できる写真が必要です。
- 対象機器等の上から日よけ等の目的でカバーを設置する場合は、カバー設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器がはっきり確認できるよう撮影してください。
- 写真の縦横比を変更しないでください。
- その他、添付する写真について、以下の点に留意してください。
 - ※ 写真は、現像又はプリントアウトし、はがれないように貼り付けてください。
 - ※ カラー印刷又は、カラープリント写真
 - ※ 写真の大きさは、サービス判（Lサイズ 127×89mm）以上
 - ※ 1枚に収まらない場合は複数枚でも構いません。
 - ※ 対象機器等を設置した場所が分かるような写真としてください。

セロハンテープで貼り付けて下さい。

（太陽熱利用システムの例）



蓄熱槽



集熱器（集熱パネル）

（地中熱利用システムの例）



※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

対象機器等 銘板写真貼り付け台紙

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

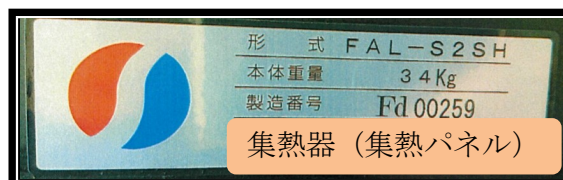
○対象機器等 銘板写真貼り付け欄

※書類の用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。

- 設置した後の対象機器等の銘板を撮影し、提出してください。
- ※ 写真は、現像またはプリントアウトし、はがれないように貼り付けてください。
- ※ カラー印刷または、カラープリント写真
- ※ 写真の大きさは、サービス判 (L サイズ 127×89mm) 以上
- ※ 対象機器のシステム型番等がはっきりと見える写真。

<対象機器等の銘板写真> ……設置台数分必要です

■太陽熱利用システムの例



- 太陽熱利用システムは集熱器 (集熱パネル) と蓄熱槽両方必要です。

■地中熱利用システムの例



- 地中熱利用システムはヒートポンプの銘板を撮影してください。

セロハンテープで貼り付けて下さい。

※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

通帳(写し)貼り付け台紙

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○通帳(写し)貼り付け欄

振込口座情報の記載された通帳のコピーを提出してください。

※ 書類の用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。

- 通帳は、表紙と振込口座情報が記載されているページの見開きのコピーが必要となります。
- 助成金申請者と同一の口座名義としてください。

【助成金振込み口座通帳コピー】

右記の助成金振込み口座情報の
記載がはっきりわかる通帳の
コピーを貼り付けてください。

①金融機関名(コード)

④口座番号

②支店名(コード)

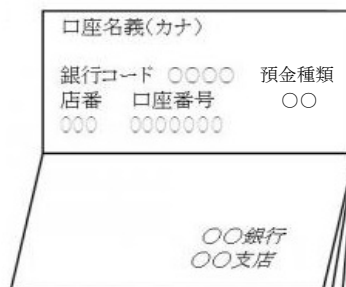
⑤カタカナの口座名義

③預金種類

※ インターネットバンキング等で通帳不発行の場合は、金融機関発行のもの(又は金融機関ホームページのログイン後の画面)で、「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義」が確認できるものを提出ください。

以下の通帳のコピー2枚をご用意ください。(表紙及び表紙裏ページの両方が必要です。)

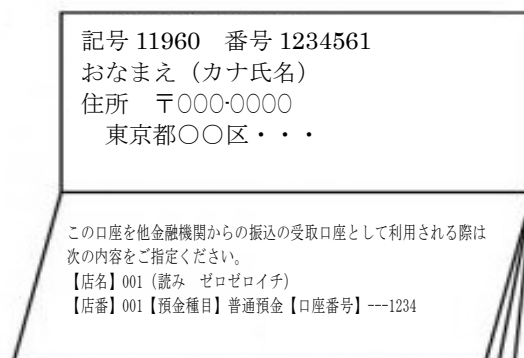
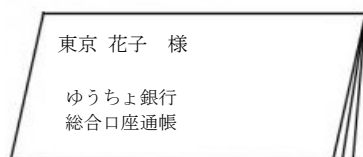
●通帳の表紙のコピー

●通帳の振込口座情報が記載されている
ページの見開きコピー

セロハンテープで貼り付けてください。

ゆうちょ銀行の場合も同様に「表紙」及び「表紙裏ページ」両方のコピーを提出ください。

●通帳の表紙のコピー

●通帳の振込口座情報が記載されている
ページの見開きコピー

※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

5.1 申請書の送付先

■ 申請書の送付先

〒163-0810 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿NSビル 10 階
東京都地球温暖化防止活動推進センター スマートエネルギー 熱利用機器担当 宛

<申請様式のダウンロードページ>

https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/heatutilization_machine/download/

- * 申請様式は日本産業規格 A4 の用紙に片面印刷をお願いします
- * インターネットをご利用いただけない場合は、電話にてご連絡ください。(03-5990-5086)
- * 申請書の提出は、原則郵送をお願いいたします。
- * FAXや電子メールによる申請書類の送付は受付けておりません。
- * 原則として、申請書類の到着に関するお問い合わせに個別に回答することは出来かねますので、到着の確認を希望される場合は、郵送の際に到着まで追跡可能な方法でご提出頂き、ご自身で申請書類の到着の確認をお願いいたします。
- * 同時に複数件申請する場合は、一通にまとめて郵送いただいても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1 申請ごとに書類を分けて入れて下さい。その際は、申請数と申請者名が分かる一覧を添付して下さい。
- * 封筒の表に、「**熱利用促進事業 必要書類在中**」と赤字で記入してください。

(封筒記入例)

切手 「熱利用促進事業 必要書類在中」	163-0810 東京都地球温暖化防止活動推進センター スマートエネルギー熱利用機器担当 宛 新宿区西新宿 2-4-1 新宿NSビル 10 階	〒000-0001 〇〇市〇〇〇 ×丁目×番×号 送付者 氏名
---	--	--

(参考) 関連ホームページのご案内

1. 実施要綱・助成金交付要綱・本手引き等の規定類について

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/heatutilization_machine

2. 申請書類様式のダウンロードについて

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/heatutilization_machine

3. よくある質問（Q & A）について

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/heatutilization_machine

4. 東京都環境局の地球環境・環境エネルギー政策について

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/index.html>

東京都
家庭における熱の有効利用促進事

助成金申請の手引き

□発行・編集 令和3（2021）年4月
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
（愛称：クール・ネット東京）
〒163-0810 東京都新宿区西新宿 2-4-1
新宿 NS ビル 10 階
電話 03（5990）5086